

## 教育に関する議案に対する教育委員会の意見に係る 臨時代理の報告及び承認について

( 提案理由 )

令和 7 年 2 月熊本県議会定例会へ提案した教育に関する議案に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、知事から教育委員会の意見を求められ、教育長が臨時に代理して意見を申し出たため、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第 3 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告し、承認を求める必要がある。

参考：関係法令条項

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）

第 29 条（教育委員会への意見聴取）

地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成 20 年 4 月 1 日施行）

第 2 条（教育長へ委任しない事務）

教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。  
( 6 ) 教育予算その他教育に関する議会の議決を経るべき事件の議案について知事に意見を申し出ること

第 3 条（臨時代理）

- 1 教育長は、前条第 1 項の規定にかかわらず、同条各号に掲げる事務について、教育委員会に付議する暇がないと認めるときは、臨時に代理することができる。
- 2 教育長は、前項の規定により臨時に代理をしたときは、次の教育委員会に報告し承認を求めなければならない。



教政第1191号

令和7年（2025年）2月13日

熊本県知事 木村 敬 様

熊本県教育委員会

教育長 白石 伸一

教育に関する議案に対する教育委員会の意見について（回答）

令和7年（2025年）2月7日付け財第142号で意見照会がありましたこのことについては、原案のとおりで差し支えありません。



財第142号

令和7年（2025年）2月7日

熊本県教育委員会

教育長 白石 伸一 様

熊本県知事 木 村 敬

教育に関する議案に対する教育委員会の意見について

令和7年2月熊本県議会定例会に提出を予定している議案のうち、下記議案に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

- 第 1 号 令和6年度熊本県一般会計補正予算（第8号）の関係部分
- 第 4 号 令和6年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 号 令和6年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算（第2号）
- 第 36号 令和7年度熊本県一般会計予算の関係部分
- 第 40号 令和7年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算
- 第 44号 令和7年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算
- 第 57号 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 78号 熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 85号 財産の減額貸付けについて
- 第 91号 権利の放棄について

第 1 号

令和6年度熊本県一般会計補正予算（第8号）

令和6年度熊本県の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 56,267,525千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 930,447,955千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 県 税		163,988,650	△ 2,063,809	161,924,841
	1 県 民 税	43,589,266	2,209,134	45,798,400
	2 事 業 税	43,472,038	7,295,885	50,767,923
	3 地方消費税	31,244,174	△ 11,945,419	19,298,755
	4 不 動 産 税	4,455,967	814,764	5,270,731
	5 県たばこ税	2,167,312	△ 31,776	2,135,536
	6 ゴルフ場 利 用 税	628,283	△ 9,236	619,047
	7 軽油引取税	14,402,688	△ 583,050	13,819,638
	8 自 動 車 税	23,874,246	205,586	24,079,832
	9 鉦 区 税	11,115	△ 172	10,943
	10 狩 猟 税	18,017	△ 428	17,589
	11 産業廃棄物税	125,544	△ 19,097	106,447
2 地方消費税 清 算 金		87,356,233	5,399,367	92,755,600
	1 地方消費税 清 算 金	87,356,233	5,399,367	92,755,600

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	地方譲与税	<b>31,012,193</b>	<b>9,046,757</b>	<b>40,058,950</b>
	1 特別法人事業 譲与税	28,288,828	9,171,085	37,459,913
	2 地方揮発油 譲与税	2,207,991	△ 93,531	2,114,460
	3 石油ガス 譲与税	54,048	5,243	59,291
	4 自動車重量 譲与税	241,235	△ 7,120	234,115
	5 森林環境 譲与税	207,789	△ 29,411	178,378
	6 航空機燃料 譲与税	12,301	491	12,792
4	地方特例 交付金	<b>4,710,504</b>	<b>△ 80,792</b>	<b>4,629,712</b>
	1 地方特例 交付金	4,710,504	△ 80,792	4,629,712
5	地方交付税	<b>232,366,281</b>	<b>△ 439,446</b>	<b>231,926,835</b>
	1 地方交付税	232,366,281	△ 439,446	231,926,835
6	交通安全対策 特別交付金	<b>247,388</b>	<b>△ 17,940</b>	<b>229,448</b>
	1 交通安全対策 特別交付金	247,388	△ 17,940	229,448
7	分担金及び 負担金	<b>4,240,115</b>	<b>906,570</b>	<b>5,146,685</b>
	1 分担金	697,694	173,873	871,567

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 負担金	3,542,421	732,697	4,275,118
8 使用料及び 手数料		<b>9,037,772</b>	△ <b>74,475</b>	<b>8,963,297</b>
	1 使用料	6,422,969	△ 54,704	6,368,265
	2 手数料	2,614,803	△ 19,771	2,595,032
9 国庫支出金		<b>127,217,079</b>	<b>29,392,857</b>	<b>156,609,936</b>
	1 国庫負担金	44,422,428	△ 1,739,396	42,683,032
	2 国庫補助金	79,785,826	31,446,606	111,232,432
	3 国庫委託金	3,008,825	△ 314,353	2,694,472
10 財産収入		<b>2,033,772</b>	△ <b>85,656</b>	<b>1,948,116</b>
	1 財産運用 収入	902,041	265,663	1,167,704
	2 財産売払 収入	1,131,731	△ 351,319	780,412
11 寄附金		<b>638,096</b>	<b>266,928</b>	<b>905,024</b>
	1 寄附金	638,096	266,928	905,024
12 繰入金		<b>58,474,829</b>	△ <b>30,894,109</b>	<b>27,580,720</b>
	1 特別会計 繰入金	374,935	44,575	419,510

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 基金繰入金	58,099,894	△ 30,938,684	27,161,210
13 繰越金		4,179,392	25,278,716	29,458,108
	1 繰越金	4,179,392	25,278,716	29,458,108
14 諸収入		67,110,128	323,836	67,433,964
	1 延滞金、加算金 及び過料等	106,246	8,377	114,623
	2 県預金利子	2,235	13,593	15,828
	3 貸付金 元利収入	53,036,474	△ 713,874	52,322,600
	4 受託事業 収入	2,336,766	117,439	2,454,205
	5 収益事業 収入	2,731,780	△ 217,214	2,514,566
	6 雑入	8,896,558	1,115,515	10,012,073
15 県債		81,567,998	19,308,721	100,876,719
	1 県債	81,567,998	19,308,721	100,876,719
歳入合計		874,180,430	56,267,525	930,447,955

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 議 会 費		1,878,872	△ 4,555	1,874,317
	1 議 会 費	1,878,872	△ 4,555	1,874,317
2 総 務 費		41,068,572	24,431,557	65,500,129
	1 総務管理費	16,434,432	24,180,133	40,614,565
	2 企 画 費	8,814,107	799,093	9,613,200
	3 徴 税 費	8,127,472	△ 151,199	7,976,273
	4 市 町 村 費	3,236,529	△ 339,544	2,896,985
	5 選 挙 費	1,334,253	△ 17,314	1,316,939
	6 防 災 費	2,266,887	△ 46,238	2,220,649
	7 統計調査費	485,861	△ 1,873	483,988
	8 人 事 委 員 会 費	183,803	△ 560	183,243
	9 監査委員費	185,228	9,059	194,287
3 民 生 費		107,230,358	5,942,907	113,173,265
	1 社会福祉費	60,492,770	2,438,308	62,931,078

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	2 児童福祉費	41,253,992	2,723,729	43,977,721
	3 生活保護費	4,855,037	763,659	5,618,696
	4 災害救助費	628,559	17,211	645,770
4 衛生費		<b>63,329,820</b>	<b>380,574</b>	<b>63,710,394</b>
	1 公衆衛生費	48,388,081	768,388	49,156,469
	2 環境衛生費	11,633,361	△ 130,605	11,502,756
	3 保健所費	1,737,452	△ 42,547	1,694,905
	4 医薬費	1,570,926	△ 214,662	1,356,264
5 労働費		<b>4,924,444</b>	<b>△ 1,444,631</b>	<b>3,479,813</b>
	1 労政費	233,819	△ 11,016	222,803
	2 職業訓練費	4,327,624	△ 1,439,237	2,888,387
	3 労働委員会費	114,460	5,622	120,082
6 農林水産業費		<b>69,317,458</b>	<b>10,509,893</b>	<b>79,827,351</b>
	1 農業費	19,782,586	1,242,373	21,024,959
	2 畜産業費	3,942,512	2,195,146	6,137,658

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	3 農地費	22,773,661	4,500,244	27,273,905
	4 林業費	16,628,014	2,046,019	18,674,033
	5 水産業費	6,190,685	526,111	6,716,796
7 商工費		<b>68,612,503</b>	<b>1,617,749</b>	<b>70,230,252</b>
	1 商業費	56,469,923	856,226	57,326,149
	2 工鉱業費	9,888,090	863,673	10,751,763
	3 観光費	2,254,490	△ 102,150	2,152,340
8 土木費		<b>97,381,366</b>	<b>20,695,930</b>	<b>118,077,296</b>
	1 土木管理費	3,184,920	△ 31,720	3,153,200
	2 道路橋りょう費	43,697,186	10,160,595	53,857,781
	3 河川海岸費	32,945,592	7,023,649	39,969,241
	4 港湾費	5,760,117	1,372,455	7,132,572
	5 都市計画費	9,789,157	2,308,471	12,097,628
	6 住宅費	2,004,394	△ 137,520	1,866,874
9 警察費		<b>44,253,153</b>	△ <b>189,373</b>	<b>44,063,780</b>

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 警察管理費	39,034,120	△ 118,874	38,915,246
	2 警察活動費	5,219,033	△ 70,499	5,148,534
10 教育費		<b>151,593,509</b>	<b>△ 1,553,580</b>	<b>150,039,929</b>
	1 教育総務費	37,647,428	628,646	38,276,074
	2 小学校費	37,149,888	△ 904,958	36,244,930
	3 中学校費	22,333,375	△ 456,511	21,876,864
	4 高等学校費	34,062,365	△ 659,006	33,403,359
	5 特別支援学校費	13,632,458	△ 213,848	13,418,610
	6 大学費	1,465,897	△ 49,827	1,416,070
	7 社会教育費	2,893,924	34,949	2,928,873
	8 保健体育費	2,408,174	66,975	2,475,149
11 災害復旧費		<b>21,482,839</b>	<b>5,861,733</b>	<b>27,344,572</b>
	1 農林水産業災害復旧費	9,350,220	△ 285,699	9,064,521
	2 商工災害復旧費	127,457	1,253,563	1,381,020
	3 土木災害復旧費	11,544,995	4,900,043	16,445,038

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	4 教育災害復旧費	176,064	△ 6,174	169,890
12 公債費		101,817,801	△ 1,979,142	99,838,659
	1 公債費	101,817,801	△ 1,979,142	99,838,659
13 諸支出金		101,089,735	△ 8,001,537	93,088,198
	1 繰出金	16,835,501	△ 138,003	16,697,498
	2 ゴルフ場利用税交付金	439,799	△ 6,466	433,333
	3 利子割金交付金	41,516	38,359	79,875
	4 地方消費税清算金	30,737,006	△ 11,889,206	18,847,800
	5 地方消費税交付金	43,892,396	2,620,659	46,513,055
	6 配当割金交付金	707,411	177,664	885,075
	7 株式等譲渡所得割交付金	724,537	765,279	1,489,816
	8 軽油引取税交付金	3,355,028	△ 136,839	3,218,189
	9 所得割金交付金	132,413	56,422	188,835
	10 環境性能割交付金	897,464	36,284	933,748
	11 法人事業税交付金	3,326,521	474,310	3,800,831

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
歳	出	合	計	
		874,180,430	56,267,525	930,447,955

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	金 額
1 民 生 費		千円 <b>84,190</b>
	1 生 活 保 護 費	4,190
	2 災 害 救 助 費	80,000
2 衛 生 費		<b>150,048</b>
	1 医 薬 費	150,048
3 農 林 水 産 業 費		<b>2,806,609</b>
	1 畜 産 業 費	2,806,609
4 教 育 費		<b>171,658</b>
	1 教 育 総 務 費	171,658
5 災 害 復 旧 費		<b>1,643,165</b>
	1 総 務 災 害 復 旧 費	280,025
	2 商 工 災 害 復 旧 費	1,363,140
合 計		<b>4,855,670</b>

2 変 更			
款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
1 議 会 費		千円 <b>486,084</b>	千円 <b>493,084</b>
	1 議 会 費	486,084	493,084
2 総 務 費		<b>2,620,142</b>	<b>3,677,444</b>
	1 総 務 管 理 費	717,815	737,166
	2 企 画 費	890,652	1,918,603
	3 防 災 費	1,011,675	1,021,675
3 民 生 費		<b>499,152</b>	<b>6,829,263</b>
	1 社 会 福 祉 費	309,894	6,234,733
	2 児 童 福 祉 費	189,258	594,530
4 衛 生 費		<b>188,370</b>	<b>3,934,881</b>
	1 公 衆 衛 生 費	105,301	3,702,112
	2 環 境 衛 生 費	83,069	232,769
5 農 林 水 産 業 費		<b>27,265,913</b>	<b>43,678,558</b>
	1 農 業 費	3,645,643	8,115,950
	2 農 地 費	10,646,060	17,512,254
	3 林 業 費	10,278,629	14,468,908
	4 水 産 業 費	2,695,581	3,581,446

款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
6 商 工 費		千円 <b>826,749</b>	千円 <b>5,017,973</b>
	1 商 業 費	470,865	1,453,139
	2 工 鉱 業 費	96,542	3,086,392
	3 観 光 費	259,342	478,442
7 土 木 費		<b>60,729,785</b>	<b>84,849,924</b>
	1 土 木 管 理 費	1,096,651	1,108,194
	2 道 路 橋 り よ う 費	23,256,861	35,746,450
	3 河 川 海 岸 費	24,505,296	32,907,409
	4 港 湾 費	2,713,134	3,638,311
	5 都 市 計 画 費	8,212,213	10,628,407
	6 住 宅 費	945,630	821,153
8 警 察 費		<b>491,497</b>	<b>641,349</b>
	1 警 察 管 理 費	481,173	621,840
	2 警 察 活 動 費	10,324	19,509
9 教 育 費		<b>6,509,852</b>	<b>6,845,329</b>
	1 高 等 学 校 費	5,051,432	5,063,351
	2 特 別 支 援 学 校 費	1,111,870	1,181,210
	3 社 会 教 育 費	303,278	431,207

款	項	金額	
		補正前	補正後
		千円	千円
	4 保健体育費	43,272	169,561
10 災害復旧費		<b>16,715,329</b>	<b>16,624,674</b>
	1 農林水産業 災害復旧費	5,973,558	6,572,903
	2 土木災害復旧費	10,741,771	10,051,771
合	計	<b>116,332,873</b>	<b>172,592,479</b>

第3表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
1 熊本地震犠牲者追悼式開催業務	令和7年度	千円 1,503
2 著作物複写利用業務	令和7年度	19,245
3 地域振興局局長宿舍等賃借	令和7年度	15,606
4 東京事務所職員宿舍等賃借	令和7年度 ～令和8年度	24,179
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度	21,779 2,400
5 銀座熊本館運營業務	令和7年度	2,188
6 人権啓発業務	令和7年度	3,185
7 通訳等業務	令和7年度	5,844
8 県費留学生宿舍等賃借	令和7年度	1,042
9 性暴力被害者サポートセンター運營業務	令和7年度	25,106
10 犯罪被害者見舞金相談窓口関係業務	令和7年度	814
11 外国人サポートセンター運營業務	令和7年度	15,447
12 高度専門通訳活用事業	令和7年度	5,122
13 御所浦地域活性化推進事業	令和7年度	2,000
14 移住定住相談窓口関係業務	令和7年度	30,253

事 項	期 間	限 度 額
15 阿蘇くまもと空港アクセス鉄道広報業務	令和7年度	千円 4,311
16 ふるさとくまもと応援寄附金関係業務	令和7年度 ～令和9年度	480,552
	年次別内訳	
	令和7年度	160,184
	令和8年度	160,184
令和9年度	160,184	
17 軽自動車税申告受付等業務	令和7年度	18,576
18 防災消防航空隊隊員宿舍賃借	令和7年度	5,051
19 防災消防ヘリコプター運航等業務	令和7年度 ～令和9年度	706,393
	年次別内訳	
	令和7年度	436,617
	令和8年度	134,888
令和9年度	134,888	
20 職員採用試験会場賃借	令和7年度	2,225
21 職員採用試験問題調達等業務	令和7年度	8,077
22 消費者問題解決力強化事業	令和7年度	2,164
23 消費者生活再生総合支援事業	令和7年度	14,973
24 地球温暖化防止活動推進事業	令和7年度	1,700
25 地球温暖化対策基礎調査業務	令和7年度	8,531
26 産業廃棄物適正処理対策業務	令和7年度	660

事 項	期 間	限 度 額
27 エコアくまもと環境教育推進事業	令和7年度	千円 14,274
28 U I J ターン就職相談窓口関係業務	令和7年度	27,700
29 障害者就業・生活支援センター運営業務	令和7年度	51,722
30 若年無業者就労促進事業	令和7年度	6,254
31 ジョブカフェくまもと施設賃借	令和7年度	4,764
32 ジョブカフェくまもと関係業務	令和7年度	3,871
33 農業法人活動強化支援業務	令和7年度	3,720
34 認定農業者認定業務	令和7年度	2,836
35 農業経営・就農支援センター運営業務	令和7年度	62,605
36 県低利預託基金貸付金	令和7年度	223,438
37 熊本型特別栽培農産物認証等業務	令和7年度	10,169
38 家畜改良増殖総合対策事業	令和7年度	21,853
39 畜産経営技術高度化推進事業	令和7年度	5,491
40 家畜伝染病防疫対策事業	令和7年度	500
41 総合評価方式事前登録審査業務	令和7年度	15,172

事 項	期 間	限 度 額
42 ため池サポートセンター運営業務	令和7年度	千円 10,000
43 森づくりボランティアネット運営業務	令和7年度	8,181
44 くまもと林業大学校運営業務	令和7年度	88,250
45 水産動物種苗生産等水産振興業務	令和7年度	125,342
46 海外展開推進体制整備事業	令和7年度	4,277
47 物産展示場施設賃借	令和7年度	5,798
48 大阪圏県産品販路拡大業務	令和7年度	3,300
49 熊本・台湾企業相談窓口関係業務	令和7年度	5,305
50 小規模事業者等支援関係事業	令和7年度	4,969
51 大阪事務所職員宿舍等賃借	令和7年度	10,080
52 福岡事務所職員宿舍等賃借	令和7年度	2,160
53 インキュベーション施設運営事業	令和7年度	6,698
54 ビジョン推進団体運営事業	令和7年度	7,023
55 計量検定業務	令和7年度	17,097
56 ツール・ド・九州事務局派遣職員宿舍賃借	令和7年度	725

事 項	期 間	限 度 額
57 クルーズ船観光客受入体制強化推進事業	令和7年度	千円 5,517
58 県民総合運動公園アクセス改善対策事業	令和7年度	47,296
59 特定建築物等定期報告委託業務	令和7年度	4,969
60 住宅・建築物防災対策普及啓発委託業務	令和7年度	620
61 単県道路調査事業	令和7年度	90,000
62 市房ダム管理所職員宿舍賃借	令和7年度	432
63 交番・駐在所等賃借	令和7年度	23,819
64 人吉高校五木分校魅力化推進業務	令和7年度	6,000
65 教職員住宅用地賃借	令和7年度	171
66 文化庁派遣職員宿舍賃借	令和7年度 ～令和8年度	3,408
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度	1,704 1,704
67 県立学校用地等賃借	令和7年度 ～令和9年度	939
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度 令和9年度	919 10 10
68 電話相談室賃借	令和7年度	540
69 県民総合運動公園管理運営業務	令和7年度	39,681

事 項	期 間	限 度 額				
70 なりわい再建支援利子助成 復旧事業に取り組む中小企業者等が、なりわい再建支援補助金に係る自己負担分の費用を金融機関から借り入れた場合の中小企業者等に対する利子助成 <table border="1" data-bbox="261 499 885 636" style="margin: 10px auto;"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年以内</td> <td>年2.0%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子助成率	3年以内	年2.0%以内	令和7年度 ～令和10年度	千円 13,360
	期 間	利子助成率				
3年以内	年2.0%以内					
年次別内訳 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	3,340 3,340 3,340 3,340					

2 変 更					
補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
1 広報関係業務	令和7年度	千円 39,741	(補正前に同じ)	令和7年度	千円 47,292
2 首都圏広報業務	令和7年度	10,014	(補正前に同じ)	令和7年度	16,635
3 保健・医療・福祉 関係業務	令和7年度	23,454	(補正前に同じ)	令和7年度	1,033,112
4 大気汚染監視業務	令和7年度	2,568	(補正前に同じ)	令和7年度	3,021
5 水俣病総合対策 事業等委託業務	令和7年度	20,992	(補正前に同じ)	令和7年度	95,742
6 しごと相談・支援 センター関係業務	令和7年度	6,516	(補正前に同じ)	令和7年度	7,053
7 積算基礎資材単価 調査業務	令和7年度	48,852	(補正前に同じ)	令和7年度	70,456
8 警察関係業務	令和7年度 ～令和8年度	2,133,150	(補正前に同じ)	令和7年度 ～令和8年度	2,180,819
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度	1,922,738 210,412		年次別内訳 令和7年度 令和8年度	1,970,407 210,412
9 県営農地等災害 復旧事業	令和7年度 ～令和8年度	1,830,000	(補正前に同じ)	令和7年度 ～令和8年度	1,853,000
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度	430,000 1,400,000		年次別内訳 令和7年度 令和8年度	453,000 1,400,000
10 県有施設等管理 業務	令和7年度 ～令和11年度	7,910,584	(補正前に同じ)	令和7年度 ～令和11年度	8,607,560
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度	4,569,656 1,771,053 1,490,172 41,960 37,743		年次別内訳 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度	5,255,397 1,780,295 1,491,169 42,956 37,743

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
11 給食業務	令和7年度 ～令和9年度	千円 161,233	(補正前に同じ)	令和7年度 ～令和9年度	千円 289,787
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度 令和9年度	59,391 50,921 50,921		年次別内訳 令和7年度 令和8年度 令和9年度	187,945 50,921 50,921
12 情報処理関連業務	令和7年度 ～令和10年度	4,447,242	(補正前に同じ)	令和7年度 ～令和11年度	5,783,644
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	2,273,880 1,604,110 566,780 2,472		年次別内訳 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度	3,502,170 1,631,268 593,856 29,411 26,939
13 事務機器等賃借	令和7年度 ～令和16年度	3,608,787	(補正前に同じ)	令和7年度 ～令和16年度	3,890,477
	年次別内訳 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度 令和16年度	814,144 692,520 692,192 690,687 441,333 260,929 9,754 2,891 2,891 1,446		年次別内訳 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度 令和16年度	1,083,301 697,016 694,960 693,257 443,078 261,406 10,231 2,891 2,891 1,446

第4表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域公共交通 再構築事業費	千円 68,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 30年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等 ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
耕地災害 現補助事業費	6,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)		
商工業施設 過剰発生国庫費	452,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。 発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
公共土木直轄 災害復旧事業負担金	5,601,000			
農業施設整備 事業費	543,000			
計	6,670,000			

2 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
障がい者福祉施設整備事業費	千円 209,000	(借入先) 財務省、地	年5.0% 以 内	据置期間を 含め30年以内	千円 331,000			
医療施設整備事業費	24,000	方公共団体金	(ただし、	半年賦元利	21,000			
職業能力開発校整備事業費	1,485,000	融機構、会社、 その他	利率見直 し方式で	均等償還又は 元金均等償還、	712,000			
土地改良国庫補助事業費	2,672,000	(借入方法)	借り入れ	満期一括償還 等	3,321,000			
農地海岸保全国庫補助事業費	243,000	証書借入又 は証券発行(他	る資金に ついて、	ただし、県	372,000			
農地防災国庫補助事業費	265,000	の地方公共団	利率の見	財政の都合に	261,000			
湛水防除国庫補助事業費	549,000	体との共同発 行を含む。)	直しを行 った後に	より、繰上償 還をなし、又	1,309,000			
造林国庫補助事業費	31,000	(その他)	おいては、	は借換えをす ることができ	366,000			
林道国庫補助事業費	571,000	工事その他 の都合により、	当該見直 し後の利	る。	505,000			
治山国庫補助事業費	2,887,000	一部又は全部	率)		3,219,000			
保安林整備国庫補助事業費	205,000	を翌年度以降 に繰り下げて			145,000			
漁港国庫補助事業費	355,000	借り入れるこ とができる。			566,000			
漁港海岸保全国庫補助事業費	30,000	発行価格が			23,000	(補正前に同じ)		
観光施設整備事業費	208,000	額面金額を下 回るときは、			156,000			
道路橋りょう国庫補助事業費	7,006,000	その発行差額			9,705,000			
道路維持国庫補助事業費	3,034,000	をうめるため			3,358,000			
河川国庫補助事業費	2,467,000	必要な金額を 加算した額を			3,635,000			
砂防国庫補助事業費	2,246,000	限度額とする ことができる。			3,818,000			
河川海岸保全国庫補助事業費	150,000				179,000			
港湾建設国庫補助事業費	554,000				1,019,000			
土地区画整理事業費	533,000				579,000			
街路国庫補助事業費	1,143,000				1,920,000			
都市公園整備事業費	196,000				178,000			
公営住宅建設事業費	440,000				377,000			
土地改良直轄事業負担金	737,000				913,000			

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
農地海岸直轄事業 負 担 金	千円 497,000	(借入先)	年5.0%	据置期間を	千円 432,000			
道路直轄事業 負 担 金	6,389,000	財務省、地 方公共団体金	以 内	含め30年以内	9,474,000			
河川直轄事業 負 担 金	2,154,000	融機構、会社、 その他	利率見直	均等償還又は	3,167,000			
砂防直轄事業 負 担 金	718,000	(借入方法)	し方式で	元金均等償還、	1,021,000			
港湾直轄事業 負 担 金	786,000	証書借入又	る資金に	満期一括償還	1,408,000			
耕地 災 害 過 年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	177,000	は証券発行(他 の地方公共団	ついて、	ただし、県	65,000			
公 共 土 木 現 年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	707,000	体との共同発 行を含む。)	利率の見	財政の都合に	463,000			
教 育 施 設 過 年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	74,000	(その他)	直しを行	より、繰上償				
綜 合 庁 舎 整 備 事 業 費	142,000	工事その他	った後に	還をなし、又	54,000			
防 災 施 設 整 備 事 業 費	755,000	の都合により、 一部又は全部	おいては、	は借換えをす	141,000			
消 防 学 校 整 備 事 業 費	80,000	を翌年度以降	当該見直	ることができ	568,000			
く ま も と 県 民 交 流 館 整 備 事 業 費	5,000	に繰り下げて	し後の利	る。	239,000			
老 人 福 祉 施 設 整 備 事 業 費	463,000	借り入れるこ とができる。	率)		4,000			
清 水 が 丘 学 園 整 備 事 業 費	195,000	発行価格が			523,000			
保 健 環 境 科 学 研 究 所 整 備 事 業 費	85,000	額面金額を下			302,000			
保 健 所 整 備 事 業 費	11,000	回るときは、			47,000			
技 術 短 期 大 学 校 整 備 事 業 費	303,000	その発行差額			9,000			
農 業 公 園 整 備 事 業 費	401,000	をうめるため			251,000			
農 業 試 験 研 究 機 関 整 備 事 業 費	211,000	必要な金額を			284,000			
水 産 施 設 整 備 事 業 費	51,000	加算した額を			209,000			
単 県 漁 港 整 備 事 業 費	40,000	限度額とする			59,000			
単 県 道 路 整 備 事 業 費	5,920,000	ことができる。			42,000			
単 県 河 川 整 備 事 業 費	10,192,000				6,080,000			
警 察 施 設 整 備 事 業 費	1,107,000				10,200,000			
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業 費	1,215,000				900,000			

(補 正 前 に 同 じ)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
私立学校施設 整備事業費	千円 2,000	(借入先)	年5.0%	据置期間を	千円			
県立高等学校 整備事業費	5,319,000	財務省、地 方公共団体金	以 内	含め30年以内	5,155,000			
社会教育施設 整備事業費	64,000	融機構、会社、 その他	利率見直 し方式で	均等償還又は 元金均等償還、	47,000	(補 正 前 に 同 じ)		
耕地現年 発生単県災害 復旧事業費	35,000	(借入方法)	借り入れ	満期一括償還	12,000			
耕地過年 発生単県災害 復旧事業費	418,000	証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。	140,000			
計	66,756,000				79,425,000			

第 4 号

令和6年度熊本県立高等学校実習資金特別会計補正予算（第1号）

令和6年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

第1表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
事務機器等賃借	令和7年度	千円 355

第 8 号

令和6年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算（第2号）

令和6年度熊本県の育英資金等貸与特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ177,386千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ406,102千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰越金		27,874	△ 9,310	18,564
	1 繰越金	27,874	△ 9,310	18,564
2 諸収入		554,788	△ 168,076	386,712
	1 貸付金 元利収入	554,788	△ 168,076	386,712
歳 入 合 計		583,488	△ 177,386	406,102

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 教 育 費		583,488	△ 177,386	406,102
	1 育英資金	583,488	△ 177,386	406,102
歳 出 合 計		583,488	△ 177,386	406,102

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
1 育英資金返還金収納事務委託業務	令和7年度	千円 1,452
2 情報処理関連業務	令和7年度	1,145

第 36 号

令和7年度熊本県一般会計予算

令和7年度熊本県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ844,796,546千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村敬

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
		千円
1 県	税	163,953,150
	1 県民税	49,472,159
	2 事業税	49,562,782
	3 地方消費税	19,186,252
	4 不動産取得税	5,087,532
	5 県たばこ税	2,139,807
	6 ゴルフ場利用税	609,142
	7 軽油引取税	13,766,427
	8 自動車税	23,994,070
	9 鉱区税	10,943
	10 狩猟税	17,589
	11 産業廃棄物税	106,447
2 地方消費税清算金		91,808,518
	1 地方消費税清算金	91,808,518

款	項	金額
		千円
3 地方譲与税		32,616,529
	1 特別法人事業譲与税	30,028,843
	2 地方揮発油譲与税	2,089,086
	3 石油ガス譲与税	55,141
	4 自動車重量譲与税	239,031
	5 地方道路譲与税	1
	6 森林環境譲与税	191,456
	7 航空機燃料譲与税	12,971
4 地方特例交付金		791,681
	1 地方特例交付金	791,681
5 地方交付税		222,200,207
	1 地方交付税	222,200,207
6 交通安全対策特別交付金		229,448
	1 交通安全対策特別交付金	229,448
7 分担金及び負担金		4,520,414

款	項	金 額
		千円
	1 分 担 金	703,084
	2 負 担 金	3,817,330
8 使用料及び手数料		9,382,165
	1 使 用 料	6,505,540
	2 手 数 料	2,876,625
9 国庫支出金		119,049,845
	1 国庫負担金	43,571,560
	2 国庫補助金	71,699,274
	3 国庫委託金	3,779,011
10 財産収入		2,243,450
	1 財産運用収入	936,231
	2 財産売却収入	1,307,219
11 寄 附 金		562,848
	1 寄 附 金	562,848
12 繰 入 金		56,442,961

款	項	金額
		千円
	1 特別会計繰入金	214,259
	2 基金繰入金	56,228,702
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		58,992,329
	1 延滞金、加算金及び過料等	132,276
	2 県預金利子	11,869
	3 貸付金元利収入	46,780,524
	4 受託事業収入	1,927,418
	5 収益事業収入	2,580,787
	6 雑収入	7,559,455
15 県債		82,003,000
	1 県債	82,003,000
歳入合計		844,796,546

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,457,310
	1 議 会 費	1,457,310
2 総 務 費		41,417,910
	1 総 務 管 理 費	16,261,918
	2 企 画 費	7,998,418
	3 徴 税 費	7,731,411
	4 市 町 村 振 興 費	3,186,739
	5 選 挙 費	1,143,135
	6 防 災 費	3,337,930
	7 統 計 調 査 費	1,345,253
	8 人 事 委 員 会 費	213,764
	9 監 査 委 員 費	199,342
3 民 生 費		106,339,811
	1 社 会 福 祉 費	58,354,006

款	項	金額
		千円
	2 児童福祉費	42,928,353
	3 生活保護費	4,909,152
	4 災害救助費	148,300
4 衛生費		60,271,531
	1 公衆衛生費	45,773,989
	2 環境衛生費	11,312,339
	3 保健所費	1,760,157
	4 医薬費	1,425,046
5 労働費		2,960,291
	1 労政費	230,747
	2 職業訓練費	2,432,582
	3 失業対策費	172,761
	4 労働委員会費	124,201
6 農林水産業費		67,515,833
	1 農業費	17,357,101

款	項	金額
		千円
	2 畜産業費	3,496,071
	3 農地費	24,686,566
	4 林業費	16,095,284
	5 水産業費	5,880,811
7 商工費		60,001,241
	1 商業費	49,929,447
	2 工鉱業費	8,103,226
	3 観光費	1,968,568
8 土木費		94,766,880
	1 土木管理費	3,092,618
	2 道路橋りょう費	43,852,216
	3 河川海岸費	29,645,809
	4 港湾費	6,956,186
	5 都市計画費	8,947,459
	6 住宅費	2,272,592

款	項	金額
		千円
9 警察費		45,042,000
	1 警察管理費	39,343,755
	2 警察活動費	5,698,245
10 教育費		149,045,279
	1 教育総務費	34,896,340
	2 小学校費	36,583,066
	3 中学校費	22,227,890
	4 高等学校費	34,624,227
	5 特別支援学校費	14,426,325
	6 大学費	1,540,727
	7 社会教育費	2,153,118
	8 保健体育費	2,593,586
11 災害復旧費		17,978,869
	1 総務災害復旧費	150,000
	2 農林水産業 災害復旧費	7,028,072

款	項	金額
		千円
	3 商工災害復旧費	109,436
	4 土木災害復旧費	10,391,928
	5 警察災害復旧費	71,574
	6 教育災害復旧費	227,859
12 公債費		106,554,870
	1 公債費	106,554,870
13 諸支出金		91,244,721
	1 繰出金	15,699,616
	2 ゴルフ場利用税金 交付金	426,400
	3 利子割交付金	73,594
	4 地方消費税 清算金	18,867,100
	5 地方消費税 交付金	46,039,701
	6 配当割交付金	837,971
	7 株式等譲渡所得割 交付金	1,235,335
	8 軽油引取税金 交付金	3,207,818

款	項	金額
		千円
	9 所得割交付金	188,835
	10 環境性能割金 交 付 金	995,375
	11 法人事業税金 交 付 金	3,672,976
14 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
歳 出 合 計		844,796,546

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
1 県議会棟改修事業 熊本市	令和8年度	千円 202,799
2 県庁舎空調設備改修事業 熊本市	令和8年度	567,706
3 県庁舎給排水設備改修事業 熊本市	令和8年度	52,052
4 県庁舎昇降機設備改修事業 熊本市	令和8年度	183,825
5 県庁舎非常用発電設備改修事業 熊本市	令和8年度	1,735,131
6 消防学校施設整備事業 益城町	令和8年度 ～令和9年度	5,120,777
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度	2,904,418 2,216,359
7 保健・医療・福祉関係業務	令和8年度 ～令和11年度	140,088
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度	33,946 39,410 44,874 21,858
8 身体障害者福祉センター空調設備改修事業 熊本市	令和8年度	120,735
9 身体障害者福祉センター照明設備改修事業 熊本市	令和8年度	26,421
10 母子家庭等の児童の身元保証 母子家庭等の児童の身元保証に関する条例 (昭和34年熊本県条例第38号)に基づく令和7年 度における身元保証契約に伴う損害賠償	令和7年度 ～令和10年度	4,500
11 清水が丘学園整備事業 熊本市	令和8年度	641,607

事 項	期 間	限 度 額
12 生活保護世帯進学応援資金貸付 生活保護世帯から大学等へ進学する者に対する生活費等資金の貸付け	令和8年度	千円 468
13 医師修学資金貸付 医師修学資金貸与条例（平成20年熊本県条例第45号）に基づく貸与契約に伴う修学資金の貸付け	令和8年度 ～令和12年度	57,435
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度	11,487 11,487 11,487 11,487 11,487
14 動物愛護センター別館整備事業 熊本市	令和8年度	208,792
15 職業能力開発拠点整備事業 熊本市	令和8年度	928,859
16 障がい者訓練委託業務	令和8年度	2,711
17 離職者訓練等委託業務	令和8年度	260,717
18 農地売買等支援事業等損失補償 菊池地域農業協同組合（以下「JA菊池」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に3億500万円を限度額として農地売買等支援事業等資金を融資したことについて損失を受けた場合、県がJA菊池に行う損失補償	令和7年度 ～令和17年度	305,000
19 農地売買等支援事業損失補償 公益社団法人全国農地保有合理化協会（以下「協会」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に15億2,000万円を限度額として農地売買等支援事業資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合、県が協会に行う損失補償	令和7年度 ～令和17年度	1,520,000
20 農地中間管理機構条件整備損失補償 公益社団法人全国農地保有合理化協会（以下「協会」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に1億2,528万円を限度額として農地中間管理事業に係る条件整備資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合、県が協会に行う損失補償	令和7年度 ～令和17年度	125,280

事 項		期 間	限 度 額												
21 農業近代化資金利子補給 農業協同組合等が農業近代化資金を農業者等に対し、令和7年度において総額50億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給		令和8年度 ～令和28年度	千円 518,287												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個 人</td> <td>農 協 銀 行</td> <td>15年 以内</td> <td>年1.30%以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共 同</td> <td>農 協</td> <td rowspan="2">20年 以内</td> <td>年1.30%以内</td> </tr> <tr> <td>銀 行</td> <td>年0.80%以内</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	期 間	利子補給率	個 人	農 協 銀 行	15年 以内	年1.30%以内	共 同	農 協	20年 以内	年1.30%以内	銀 行	年0.80%以内	年次別内訳 令和8年度 55,729 令和9年度 57,500 令和10年度 57,500 令和11年度 54,200 令和12年度 49,607 令和13年度 44,951 令和14年度 40,294 令和15年度 35,637 令和16年度 30,980 令和17年度 26,324 令和18年度 21,668 令和19年度 17,010 令和20年度 12,353 令和21年度 7,697 令和22年度 3,039 令和23年度 1,453 令和24年度 1,070 令和25年度 747 令和26年度 423 令和27年度 100 令和28年度 5
区 分	期 間	利子補給率													
個 人	農 協 銀 行	15年 以内	年1.30%以内												
共 同	農 協	20年 以内	年1.30%以内												
	銀 行		年0.80%以内												
22 農業経営負担軽減支援資金利子補給 農業協同組合等が、既往債務の負担軽減を図るために必要な資金を、地域農業の担い手となる意欲ある農業者等に対し、令和7年度において総額2億5,000万円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給		令和8年度 ～令和23年度	25,692												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15年以内</td> <td>年1.30%以内</td> </tr> </tbody> </table>		期 間	利子補給率	15年以内	年1.30%以内	年次別内訳 令和8年度 3,072 令和9年度 3,250 令和10年度 3,250 令和11年度 3,061 令和12年度 2,722 令和13年度 2,373 令和14年度 2,025 令和15年度 1,677 令和16年度 1,328 令和17年度 980 令和18年度 720 令和19年度 551 令和20年度 389 令和21年度 227 令和22年度 64 令和23年度 3									
期 間	利子補給率														
15年以内	年1.30%以内														
23 指定野菜価格安定対策資金支払保証 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会（以下「協会」という。）が、独立行政法人農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安定対策資金に不足を生じた場合、県が協会に対しその不足額を補助する支払保証		令和7年度 ～令和8年度	727,882												

事 項	期 間	限 度 額
24 契約指定野菜安定供給資金支払保証 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会 (以下「協会」という。)が、独立行政法人農 畜産業振興機構に対して支払う契約指定野菜安 定供給資金に不足を生じた場合、県が協会に対 しその不足額を補助する支払保証	令和7年度 ～令和8年度	千円 3,970
25 第二宇土八水地区農業生産基盤整備事業 熊本市・宇土市	令和8年度	100,000
26 船津・清田地区農業生産基盤整備事業 熊本市	令和8年度	40,000
27 津口・芝口1期地区農業生産基盤整備事業 八代市	令和8年度 ～令和9年度	780,000
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度	630,000 150,000
28 晒地区農業生産基盤整備事業 玉名市	令和8年度 ～令和9年度	1,606,000
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度	510,000 1,096,000
29 菊池平野地区農業生産基盤整備事業 菊池市	令和8年度	150,000
30 宇土南部2期地区農業生産基盤整備事業 宇土市	令和8年度	140,000
31 若洲地区農業生産基盤整備事業 宇城市・氷川町	令和8年度 ～令和9年度	1,335,000
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度	735,000 600,000
32 小島地区農業生産基盤整備事業 天草市	令和8年度	150,000
33 矢護川地区農業生産基盤整備事業 大津町	令和8年度	400,000
34 高原地区農業生産基盤整備事業 相良村	令和8年度	120,000
35 水俣地区中山間地域総合整備事業 水俣市	令和8年度	100,000
36 鍋倉地区中山間地域総合整備事業 菊池市	令和8年度	100,000

事 項	期 間	限 度 額													
37 美里地区中山間地域総合整備事業 美 里 町	令和8年度	千円 150,000													
38 上長田地区中山間地域総合整備事業 南 関 町	令和8年度	136,000													
39 第二上益城中央地区中山間地域総合整備事業 御 船 町 ほか2町	令和8年度	230,000													
40 芦北東部地区中山間地域総合整備事業 芦 北 町	令和8年度	180,000													
41 国見地区中山間地域総合整備事業 芦 北 町	令和8年度	120,000													
42 松原地区農村地域防災減災事業 宇 土 市	令和8年度	120,000													
43 宇城海岸第二地区農村地域防災減災事業 宇土市・宇城市	令和8年度	60,000													
44 竜北地区農村地域防災減災事業 氷 川 町	令和8年度	450,000													
45 緊急水管理システム整備事業	令和8年度	230,000													
46 大矢野種苗生産施設整備事業 上 天 草 市	令和8年度	62,537													
47 漁業近代化資金利子補給 漁業協同組合等が漁業近代化資金を漁業者等 に対し、令和7年度において総額8億円の範囲 内で融資する場合の漁業協同組合等に対する利 子補給	令和8年度 ～令和27年度	51,850													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>利 子 補 給 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人 施 設 等 資 金</td> <td>130トン未満の漁船 その他の施設</td> <td>20年 以内</td> <td rowspan="2">年1.30% 以内</td> </tr> <tr> <td>育成期間が通常1年以上で ある水産動植物の種苗の購 入又は育成に必要な資金</td> <td>5年 以内</td> </tr> <tr> <td>共同 利 用</td> <td>農林中央金庫が漁業協同組 合に貸し付ける資金</td> <td>20年 以内</td> <td>年0.80% 以内</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	期 間	利 子 補 給 率	個人 施 設 等 資 金	130トン未満の漁船 その他の施設	20年 以内	年1.30% 以内	育成期間が通常1年以上で ある水産動植物の種苗の購 入又は育成に必要な資金	5年 以内	共同 利 用	農林中央金庫が漁業協同組 合に貸し付ける資金	20年 以内	年0.80% 以内	年次別内訳 令和8年度 4,800 令和9年度 4,800 令和10年度 4,800 令和11年度 4,640 令和12年度 4,321 令和13年度 4,001 令和14年度 3,682 令和15年度 3,363 令和16年度 3,044 令和17年度 2,725 令和18年度 2,406 令和19年度 2,087 令和20年度 1,768 令和21年度 1,448 令和22年度 1,129 令和23年度 873 令和24年度 679 令和25年度 896 令和26年度 291 令和27年度 97
区 分	期 間	利 子 補 給 率													
個人 施 設 等 資 金	130トン未満の漁船 その他の施設	20年 以内	年1.30% 以内												
	育成期間が通常1年以上で ある水産動植物の種苗の購 入又は育成に必要な資金	5年 以内													
共同 利 用	農林中央金庫が漁業協同組 合に貸し付ける資金	20年 以内	年0.80% 以内												

事 項	期 間	限 度 額				
48 漁業経営維持安定対策利子補給 漁業協同組合等が漁業経営維持安定資金を漁業者に対し、令和7年度において総額5,000万円の範囲内で融資する場合の漁業協同組合等に対する利子補給	令和8年度 ～令和17年度	千円 4,229				
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度 令和16年度 令和17年度	651 651 651 604 511 418 325 232 139 47				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年以内</td> <td>年1.30%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子補給率	10年以内	年1.30%以内		
期 間	利子補給率					
10年以内	年1.30%以内					
49 中小企業対策融資損失補償 金融機関が中小企業対策融資として総額255億5,000万円の範囲内で融資した資金について熊本県信用保証協会が保証債務の履行をした場合の損失補償	令和7年度 ～令和20年度	332,960				
50 中小企業協同組合等設備投資促進利子助成 高度化に取り組む中小企業協同組合等が、経営革新計画に基づく設備投資のために必要な資金を金融機関から借り入れた場合の中小企業協同組合等に対する利子助成	令和8年度 ～令和17年度	12,004				
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度 令和16年度 令和17年度	2,000 2,000 1,778 1,556 1,334 1,112 889 667 445 223				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年以内</td> <td>年1.0%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子助成率	10年以内	年1.0%以内		
期 間	利子助成率					
10年以内	年1.0%以内					
51 企業立地促進費補助	令和8年度 ～令和11年度	2,529,100				
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度	1,004,000 600,000 600,000 325,100				
52 「ONE PIECE」連携復興応援事業	令和8年度	50,000				
53 地域道路改築事業 (国道325号) 山鹿市	令和8年度	175,000				

事 項	期 間	限 度 額
54 地域道路改築事業 (大津植木線) 合志市・菊陽町	令和8年度	千円 600,000
55 周辺障害防止対策事業 (上鶴川砂防えん堤) 山 都 町	令和8年度	185,340
56 県立高等学校学習用端末購入費補助	令和8年度	135,000
57 県立高等学校仮設校舎賃借	令和8年度 ～令和9年度	259,957
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度	181,132 78,825
58 県立高等学校空調設備整備事業 熊 本 市	令和8年度	136,050
59 済々黌高校整備事業 熊 本 市	令和8年度	429,287
60 第一高校整備事業 熊 本 市	令和8年度	1,102,434
61 八代高校整備事業 八 代 市	令和8年度	280,203
62 人吉高校整備事業 人 吉 市	令和8年度	33,000
63 天草高校ユニバーサルデザイン改修事業 天 草 市	令和8年度	15,885
64 牛深高校ユニバーサルデザイン改修事業 天 草 市	令和8年度	46,712
65 阿蘇中央高校整備事業 阿 蘇 市	令和8年度	31,500
66 翔陽高校体育館改修事業 大 津 町	令和8年度	76,486
67 天草拓心高校マリン校舎体育館改修事業 苓 北 町	令和8年度	57,645
68 熊本支援学校整備事業 熊 本 市	令和8年度	17,500

事 項	期 間	限 度 額			
69 菊池支援学校空調・照明設備改修事業 合 志 市	令和 8 年度	千円 77,196			
70 菊池支援学校整備事業 合 志 市	令和 8 年度	699,173			
71 中小企業等復旧・復興支援利子助成 復旧事業に取り組む中小企業者等が、中小企業等グループ施設等復旧整備補助金に係る自己負担分の費用を金融機関から借り入れた場合の中小企業者等に対する利子助成	令和 8 年度 ～令和27年度	7,736			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年以内</td> <td>年2.0%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子助成率	20年以内	年2.0%以内
期 間	利子助成率				
20年以内	年2.0%以内				
72 地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務 他の地方公共団体と共同して発行する地方債証券について、連帯して償還及び利息の支払をなす債務	令和 7 年度 ～令和17年度	元金 1,183,000,000 千円及びその利息 に相当する金額			
73 県有施設等管理業務	令和 8 年度 ～令和12年度	2,805			
	年次別内訳 令和 8 年度 660 令和 9 年度 660 令和10年度 660 令和11年度 660 令和12年度 165				

事 項	期 間	限 度 額
74 情報処理関連業務	令和8年度 ～令和12年度	千円 1,438,153
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度	405,136 286,845 286,473 286,473 173,226
75 事務機器等賃借	令和8年度 ～令和17年度	5,151,995
	年次別内訳 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度 令和16年度 令和17年度	925,946 879,954 879,408 877,770 830,154 498,041 251,023 3,233 3,233 3,233

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
障がい者福祉施設整備事業費	千円 22,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以内	据置期間を含め 30年以内
身体障害者福祉センター整備事業費	198,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
医療施設整備事業費	10,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをすること ができる。
職業能力開発校整備事業費	349,000	券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	利率の見直 しを行った	
土地改良国庫補助事業費	3,055,000	(その他) 工事その他の都	後において は、当該見	
農地海岸保全国庫補助事業費	215,000	合により、一部又 は全部を翌年度以	直し後の利 率)	
農地防災国庫補助事業費	258,000	降に繰り下げて借 り入れることがで		
湛水防除国庫補助事業費	491,000	きる。		
造林国庫補助事業費	90,000	発行価格が額面 金額を下回るとき		
林道国庫補助事業費	628,000	は、その発行差額 をうめるため必要		
治山国庫補助事業費	2,924,000	な金額を加算した 額を限度額とする		
保安林整備国庫補助事業費	206,000	ことができる。		
沿岸漁場整備国庫補助事業費	147,000			
漁港国庫補助事業費	398,000			
漁港海岸保全国庫補助事業費	64,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
観光施設整備費 事業費	千円 136,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以内	据置期間を含め 30年以内
道路橋りょう 国庫補助事業費	6,675,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等
道路維持 国庫補助事業費	2,898,000	(借入方法) 証券借入又は証	方式で借り 入れる資金	償還、満期一括償 還等
河川 国庫補助事業費	1,707,000	券発行(他の地方 公共団体との共同	について、 利率の見直	ただし、県財政 の都合により、繰
砂防 国庫補助事業費	2,280,000	発行を含む。) (その他)	しを行った 後において	上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
河川海岸保全 国庫補助事業費	151,000	工事その他の都 合により、一部又	は、当該見 直し後の利 率)	
港湾建設 国庫補助事業費	584,000	は全部を翌年度以 降に繰り下げて借		
土地区画整理 事業費	823,000	り入れることがで きる。		
街路 国庫補助事業費	1,205,000	発行価格が額面 金額を下回るとき		
都市公園整備 事業費	481,000	は、その発行差額 をうめるため必要		
公営住宅 建設事業費	452,000	な金額を加算した 額を限度額とする		
空港直轄事業 金	231,000	ことができる。		
土地改良直轄事業 金	938,000			
農地海岸直轄事業 金	571,000			
道路直轄事業 金	6,825,000			
河川直轄事業 金	3,221,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
砂防直轄事業 負担金	千円 807,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以内	据置期間を含め 30年以内
港湾直轄事業 負担金	1,577,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
鉄道施設 過年度発生国庫 補助事業費	150,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	方式で借り 入れる資金 について、	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
耕地災害 過年度発生国庫 補助事業費	154,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。	利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	
治山災害 現年度発生国庫 補助事業費	2,000			
治山災害 過年度発生国庫 補助事業費	220,000			
漁港災害 現年度発生国庫 補助事業費	6,000			
公共土木 現年度発生国庫 補助事業費	329,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
公共土木 過年度発生国庫 補助事業費	2,557,000			
教育施設 過年度発生国庫 補助事業費	84,000			
土地改良直轄 災害復旧事業負担金	44,000			
議会棟整備 事業費	65,000			
総合庁舎整備 事業費	65,000			
県庁舎整備 事業費	618,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立劇場整備費	千円 398,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
地域公共交通 確保維持改善費	251,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
防災施設 整備事業費	682,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)		ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
消防学校整備費	1,124,000	(その他)		
くまもと県民交流館 整備事業費	35,000	工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。		
総合福祉センター 整備事業費	322,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
総合相談所 整備費	8,000			
福祉事務所整備費	3,000			
心身障害児福祉 施設整備事業費	268,000			
児童福祉施設 整備事業費	9,000			
清水が丘学園整備費	631,000			
精神保健 福祉センター 整備事業費	4,000			
ゼロカーボン 推進事業費	3,000			
動物愛護施設 整備事業費	186,000			
保健所整備費	6,000			
技術短期大学 校整備事業費	63,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業公園整備 事業費	千円 231,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以内	据置期間を含め 30年以内
農業大 学 校 整 備 事業費	85,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
農業試験研究機関 整備事業費	297,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	
単 県 農 業 農 村 整備事業費	103,000	券発行 (他の地方 公共団体との共同	について、 利率の見直	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
単 県 農 地 防 災 事業費	40,000	発行を含む。) (その他)	しを行った 後において	
単 県 林 道 整 備 事業費	46,000	工事その他の都 合により、一部又	は、当該見 直し後の利 率)	
単 県 治 山 事 業 費	41,000	は全部を翌年度以 降に繰り下げて借		
林業研究指導所 整備事業費	4,000	り入れることがで きる。		
森林公園整備 事業費	2,000	発行価格が額面 金額を下回るとき		
水産施設整備 事業費	170,000	は、その発行差額 をうめるため必要		
漁業取締船建造 事業費	547,000	な金額を加算した 額を限度額とする		
単 県 漁 港 整 備 事業費	34,000	ことができる。		
水産研究センター 整備事業費	85,000			
伝統工芸館整備 事業費	632,000			
産業展示場整備 事業費	24,000			
産業技術センター 整備事業費	70,000			
県有施設保全改修 事業費	749,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設技術センター 整備事業費	千円 27,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
単 県 道 路 整 備 費 事 業 費	7,718,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等
単 県 河 川 整 備 費 事 業 費	7,777,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	償還、満期一括償 還等
単 県 砂 防 整 備 費 事 業 費	1,706,000	券発行 (他の地方 公共団体との共同	について、 利率の見直	ただし、県財政 の都合により、繰
単 県 河 川 海 岸 整 備 費 事 業 費	79,000	発行を含む。)	しを行った	上償還をなし、又
単 県 港 湾 整 備 費 事 業 費	736,000	(その他) 工事その他の都	後において は、当該見	は借換えをするこ とができる。
天 草 空 港 整 備 費 事 業 費	68,000	合により、一部又 は全部を翌年度以	直し後の利 率)	
単 県 土 地 区 画 整 理 費 事 業 費	343,000	降に繰り下げて借 り入れることがで		
単 県 街 路 整 備 費 事 業 費	99,000	きる。 発行価格が額面		
単 県 公 園 整 備 費 事 業 費	34,000	金額を下回るとき は、その発行差額		
警 察 施 設 整 備 費 事 業 費	1,642,000	をうめるため必要 な金額を加算した		
交 通 安 全 施 設 整 備 費 事 業 費	1,031,000	額を限度額とする ことができる。		
県立高等学校整備費 事業費	6,815,000			
県立大学整備費 事業費	124,000			
文化財保存整備費 事業費	12,000			
社会教育施設整備費 事業費	53,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
千円 県立美術館整備 事業費 16,000	16,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
県営体育施設整備 事業費 756,000	756,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
耕地 過 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費 418,000	418,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行 (他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	方式で借り 入れる資金 について、	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
治山 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費 23,000	23,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。	利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	
漁港 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費 2,000	2,000			
公共土木 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費 275,000	275,000			
公共土木 過 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費 56,000	56,000			
教育施設 過 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費 58,000	58,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公有林整備費 工事	千円 71,000	<p>(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他</p> <p>(借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）</p> <p>(その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。</p> <p>発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0%以内</p> <p>(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め50年以内</p> <p>年賦元利均等償還又は元金均等償還等</p> <p>ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。</p>
計	82,003,000			

第 40 号

令和7年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算

令和7年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 374,950千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村敬

第1表 歳入歳出予算  
歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円
		173,640
	1 財産運用収入	292
	2 財産売却収入	173,348
2 繰入金		130,504
	1 一般会計繰入金	123,981
	2 基金繰入金	6,523
3 繰越金		70,806
	1 繰越金	70,806
歳入合計		374,950

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		千円 374,950
	1 高 等 学 校 費	374,950
歳 出 合 計		374,950

第 44 号

令和7年度熊本県育英資金等貸与特別会計予算

令和7年度熊本県の育英資金等貸与特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ546,379千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村敬

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 1,025
	1 財 産 運 用 収 入	1,025
2 繰 越 金		19,159
	1 繰 越 金	19,159
3 諸 収 入		526,195
	1 貸付金元利収入	526,195
歳 入 合 計		546,379

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		千円 546,379
	1 育 英 資 金	546,379
歳 出 合 計		546,379

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
事務機器等賃借	令和8年度 ～令和12年度	千円 4,026
	年次別内訳	
	令和8年度	929
	令和9年度	929
	令和10年度	929
令和11年度	929	
令和12年度	310	

## 令和 6 年度 2 月 補 正 予 算 総 括 表

### 教育委員会

#### 一般会計

(単位：千円)

課 名	補正前の額	補 正 額			計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
		内 訳		計		特 定 財 源			一般財源
		通常分	国の補正予算 対応分			国支出金	地方債	その他	
教育政策課	3,952,419	1,909,476	1,909,476		5,861,895	2,159,843		-204,418	-45,949
学校人事課	116,884,945	-2,110,436	-2,117,265	6,829	114,774,509	512,943		-81,600	-2,541,779
文化課	1,769,042	-33,835	-33,835		1,735,207	4,937	-20,000	-4,520	-14,252
施設課	6,576,118	-234,454	-303,794	69,340	6,341,664	51,233	-164,000		-121,687
高校教育課	2,026,982	53,991	-53,009	107,000	2,080,973	101,652		12,221	-59,882
特別支援教育課	236,961	-26,231	-27,190	959	210,730	-3,326			-22,905
学校安全・安心推進課	605,198	-9,150	-9,150		596,048			-1,100	-8,050
体育保健課	2,172,912	68,325	-31,625	99,950	2,241,237	-1,928		96,729	-26,476
義務教育課	501,701	-28,578	-50,385	21,807	473,123	3,675		-6,669	-25,584
社会教育課	1,287,625	62,610	62,610		1,350,235	6,546	-17,000	47,400	25,664
人権同和教育課	30,563				30,563				
一般会計合計	136,044,466	-348,282	-654,167	305,885	135,696,184	2,835,575	-201,000	-141,957	-2,840,900

#### 熊本県立高等学校実習資金特別会計

(単位：千円)

高校教育課	349,114				349,114				
-------	---------	--	--	--	---------	--	--	--	--

#### 熊本県育英資金等貸与特別会計

(単位：千円)

高校教育課	583,488	-177,386	-177,386		406,102			-177,386	
-------	---------	----------	----------	--	---------	--	--	----------	--

#### 合 計

(単位：千円)

教育委員会合計	136,977,068	-525,668	-831,553	305,885	136,451,400	2,835,575	-201,000	-319,343	-2,840,900
---------	-------------	----------	----------	---------	-------------	-----------	----------	----------	------------

## 令和7年度当初予算総括表

### 教育委員会

#### 一般会計

(単位：千円)

課名	本年度	内訳		前年度 (肉付後)	比較	本年度の財源内訳			
		通常分	令和2年7月 豪雨対応分			特定財源			一般財源
						国支出金	地方債	その他	
教育政策課	4,086,132	4,086,132		3,946,123	140,009	17,289		2,800,167	1,268,676
学校人事課	112,724,516	112,724,516		113,992,919	-1,268,403	20,686,551		3,406,942	88,631,023
文化課	1,098,399	1,074,923	23,476	1,751,756	-653,357	9,499	170,000	148,979	769,921
施設課	8,024,597	8,024,597		6,574,858	1,449,739	267,393	6,485,000	15,689	1,256,515
高校教育課	2,235,218	1,931,683	303,535	2,001,103	234,115	240,991	330,000	296,786	1,367,441
特別支援教育課	244,786	244,786		229,290	15,496	55,635		1,365	187,786
学校安全・安心推進課	606,003	606,003		594,738	11,265	109,390		270,088	226,525
体育保健課	2,361,425	2,361,425		2,168,973	192,452	23,635	756,000	50,503	1,531,287
義務教育課	516,513	516,513		500,129	16,384	37,684		48,502	430,327
社会教育課	1,268,681	1,268,681		1,265,599	3,082	44,011	53,000	52,087	1,119,583
人権同和教育課	29,794	29,794		30,143	-349	320		5,037	24,437
一般会計合計	133,196,064	132,869,053	327,011	133,055,631	140,433	21,492,398	7,794,000	7,096,145	96,813,521

#### 熊本県立高等学校実習資金特別会計

(単位：千円)

高校教育課	374,950	374,950		349,114	25,836			374,950	
-------	---------	---------	--	---------	--------	--	--	---------	--

#### 熊本県育英資金等貸与特別会計

(単位：千円)

高校教育課	546,379	546,379		579,710	-33,331			546,379	
-------	---------	---------	--	---------	---------	--	--	---------	--

#### 合計

(単位：千円)

教育委員会合計	134,117,393	133,790,382	327,011	133,984,455	132,938	21,492,398	7,794,000	8,017,474	96,813,521
---------	-------------	-------------	---------	-------------	---------	------------	-----------	-----------	------------

## 1 基本的な考え方

くまもと新時代共創基本方針と整合を取り策定した「くまもと新時代教育大綱」及び「第4期教育振興基本計画」を踏まえ、次の基本目標の達成に向けた取り組みを推進する。

- ①変化の激しい時代に対応した質の高い教育の推進
- ②共生社会の実現に向けた教育の充実
- ③世界に羽ばたく志ある人材を育てる魅力的な学校づくり
- ④活力あふれる熊本の実現に向けた文化・スポーツの振興
- ⑤災害からの復旧・復興

## 2 くまもと新時代共創基本方針に基づく主な施策

☆…全部新規、★一部新規

### (1) こどもたちが笑顔で育つ熊本

※( )内の計数はR6年度現計予算額

#### ①変化の激しい時代に対応した質の高い教育の推進

##### ○家庭・地域の教育力の向上〔社会教育課〕

- ・「親の学び」推進事業 6,240千円 (6,039千円)  
就学前における「親の学び」講座の実施強化、家庭教育支援員の配置の充実
- ・地域と学校の連携・協働体制構築費補助事業 80,770千円 (89,744千円)  
コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組の支援

##### ○確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成〔義務教育課〕

- ・「新たな学び」プロジェクト校指定事業 830千円 ☆  
ICTやAIを活用した、遠隔地との交流授業や探究的な学びの充実等
- ・新たな学びに対応する熊本県学力・学習状況調査の実施 27,720千円 ★  
中学生を対象としたCBTによる調査実施等
- ・子供の新たな学びの実現に向けた探究型研修の開発・実施 11,600千円 ☆  
学校管理職のマネジメント能力強化を図るための研修プログラム開発

#### ○安全・安心に過ごせる学校づくり〔学校安全・安心推進課、人権同和教育課〕

- ・いじめ防止対策推進事業 22,353千円 (20,253千円)  
端末を活用した心と体調の変化の早期把握、いじめ匿名報告サイトの運用・周知
- ・SC活用事業、SSW活用事業 318,008千円 (306,377千円)  
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置
- ・スクールロイヤー活用事業 1,300千円(1,300千円)  
法的側面からの助言等学校が抱える諸課題の解決支援をするための法律専門家の派遣
- ・学校問題解決支援事業 5,525千円 (3,431千円)  
学校での問題事案解決のためのコーディネーターの配置
- ・不登校支援・適応指導事業 12,693千円 (5,560千円) ★  
市町村が設置する校内教育支援センターの支援員補助、教育支援センターやフリースクール等を利用する不登校児童生徒に対する財政的支援、オンライン教育支援センターの試行
- ・熊本県子ども人権フェスティバル事業 2,297千円 (1,705千円)  
熊本県人権子ども集会の開催

#### ②共生社会の実現に向けた教育の充実

##### ○インクルーシブ教育システムの構築〔特別支援教育課〕

- ・インクルーシブ教育に係る検討委員会 894千円 ☆  
有識者を交えた現状と課題を検証する場の設置
- ・インクルーシブな学校運営研究事業 5,500千円 ☆  
県立の特別支援学校、高等学校を一体的に運営するモデル構築に向けた検討
- ・特別支援教育支援員の配置 52,635千円 (43,223千円)  
高等学校に在籍する生徒の個別対応を行う特別支援教育支援員の増員
- ・多様な学びの場整備事業 2,194千円 (2,218千円)  
「特別な教育的ニーズを的確に把握し、適切に学びの場や支援内容の検討を行うための共通の考え方に関する資料」の作成及びモデル校での試行等

##### ○異文化理解、国際交流の推進〔教育政策課、義務教育課〕

- ・台湾との教育交流促進事業 1,800千円 ☆  
教育分野における台湾との交流促進
- ・くまもと・モンタナイマージョンプロジェクト 27,217千円  
州立モンタナ大学への高校生派遣

##### ○外国人児童生徒等の受入環境整備〔高校教育課、義務教育課〕

- ・外国人生徒受入支援事業 8,644千円 (5,644千円)  
外国籍児童生徒等の教育環境整備
- ・日本語指導モデル地域事業 1,754千円 ☆  
74日本語指導等の教育環境整備を推進するモデル地域の指定、日本語指導が必要な児童生徒の支援体制強化に向けた取組の推進

# 【教育委員会】令和7年度主要事業

## (1) こどもたちが笑顔で育つ熊本

### ③世界に羽ばたく志ある人材を育てる魅力的な学校づくり

#### ○キャリア教育の充実・グローバル人材の育成〔高校教育課、義務教育課〕

- ・高校生キャリアサポート事業 95,075千円 (85,206千円)  
高校生に対する進路指導の充実、キャリア教育の推進
- ・世界に羽ばたくグローバル人材育成事業 50,633千円 ★  
国際バカロレア教育の導入推進、高校生向けワークショップの開催等
- ・AI活用による英語力向上事業 16,400千円 ☆ **一部2月補正**  
モデル校におけるAIを活用した英語力向上の取組

#### ○魅力ある学校づくり〔高校教育課〕

- ・地域と一緒に！キラリと光る県立高校魅力づくり事業 24,000千円 ☆  
県立高校魅力づくりのための地域との協働体制（コンソーシアム）の先導モデル構築
- ・企業との連携による特出した高校魅力化推進事業 31,761千円 ☆  
地元企業などと連携した特色ある学科やコース等における高校魅力化の推進
- ・高等学校DX加速化推進事業 **2月補正** 107,000千円  
ICTを活用した文理横断的な探究的な学びを強化する環境整備

#### ○教育情報化の推進〔教育政策課〕

- ・熊本県公立学校情報機器整備事業 2,730,793千円 (2,662,038千円)  
義務教育段階の1人1台端末更新に係る市町村への補助・共同調達支援等
- ・1人1台端末環境整備事業 212,512千円 (351,132千円) \* 一部債務設定のみ  
県立学校の1人1台端末等環境整備、県立高校のBYODに伴う購入支援

### ○子供たちの学びを支える環境づくり

#### ～教員不足解消～〔学校人事課〕

- ・教員不足解消緊急対策事業 9,469千円 (10,714千円)  
ペーパーティーチャー講習会等による人材の掘り起こし、教員の魅力発信等

#### ～働き方改革の更なる推進～

##### 〔教育政策課、高校教育課、学校人事課、文化課、体育保健課、義務教育課〕

- ・学校における働き方改革推進事業 7,616千円 (10,880千円)  
学校に対する民間コンサルタント等の働き方改革アドバイザー派遣・好事例展開等
- ・県立学校の教育DX推進事業 293,178千円 ★  
次期校務支援システム等の構築、ネットワーク速度改善、教育DX支援員配置等
- ・入学者選拔出願WEB出願システムの構築 43,500千円 ☆  
県立高校・中学校入学者選抜WEB出願システムの導入
- ・教育サポート事業 1,026,919千円 (500,193千円) ★  
教員業務支援員の(小中高特支)全校配置、教頭マネジメント支援員等配置の拡充
- ・部活動指導員配置支援事業 75,673千円 (60,953千円) **一部2月補正**  
市町村立中学校及び県立学校における運動、文化部活動指導員の配置

#### ～県立学校の施設整備の推進～〔施設課〕

- ・学校施設の整備（県立高校・特別支援学校） 6,144,482千円 (5,526,880千円)  
長寿命化プランに基づく設計・工事及び個別の老朽化対策の推進等

## (2) 世界に開かれた活力あふれる熊本

### 活力あふれる熊本の実現に向けた文化・スポーツの振興

#### ○スポーツの振興〔体育保健課〕

- ・くまもとスポーツ振興事業 8,619千円  
県民スポーツの振興と「ふれあいスポーツ」の啓発に係る取組
- ・くまもと新時代競技力向上事業 135,895千円  
国際大会で活躍する次世代トップアスリートの発掘・育成・強化等

#### ○文化財の保存・活用と文化振興〔文化課、図書館〕

- ・永青文庫をはじめとした熊本藩ゆかりの刀剣文化継承事業 2,283千円 ☆  
永青文庫所蔵の刀剣等を保存修復・活用による魅力発信等
- ・永青文庫常設展示振興基金積立金 10,000千円 ☆  
美術品の修復事業、歴史資料（古文書）の調査事業の実施に係る費用
- ・「肥後藩絵図」デジタル化推進事業 5,930千円 ☆  
高精細画像でのデジタル化によるデジタルアーカイブコンテンツの刷新等

## 3 その他（災害からの復旧・復興）

- ① 被災児童生徒等の教育相談体制の支援（地震）〔学校安全・安心推進課〕・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置 3,519千円 (12,917千円)
- ② 被災生徒への通学支援（豪雨）〔高校教育課〕・JR肥薩線及びくま川鉄道の運休により通学困難となった生徒への通学支援 297,170千円 (327,252千円)
- ③ 文化財の災害復旧（地震、豪雨）〔文化課〕・被災した国・県指定文化財等の復旧等 248,561千円 (222,000千円)

## 教育委員会 令和6年度2月補正予算 繰越明許費、債務負担行為

### 繰越明許費補正（追加）

(単位:千円)

No	課名	款	項	金額		説明
				補正前	補正後	
1	高校教育課	教育費	教育総務費		107,000	高等学校DX加速化推進事業
2	特別支援教育課	教育費	教育総務費		959	特別支援学校寄宿舎舎食費継続支援事業
3	義務教育課	教育費	教育総務費		15,000	くまもと新時代を担うグローバル人材育成推進事業
4		教育費	教育総務費		6,807	文化部活動指導員配置支援事業

### 繰越明許費補正（変更）

(単位:千円)

No	課名	款	項	金額		説明
				補正前	補正後	
1	学校人事課	教育費	高等学校費		6,829	県立学校の原油価格物価高騰対応事業
2	文化課	教育費	社会教育費	258,869	386,798	埋蔵文化財発掘調査（受託）、文化財保存事業
3	施設課	教育費	特別支援学校費	1,111,870	1,181,210	特別支援学校施設整備事業
4	高校教育課	教育費	高等学校費	225,329	230,419	高森高校環境整備事業
5	体育保健課	教育費	保健体育費		99,950	子供たちの豊かなスポーツ環境整備事業
6		教育費	保健体育費	38,272	61,789	県営体育施設整備事業
7		教育費	保健体育費	5,000	7,822	県営体育施設管理費

## 債務負担行為補正（追加）

(単位:千円)

No	課名	事項	期間	限度額	内容
1	教育政策課	著作物複写利用業務	令和7年度	146	著作物複写利用に係る賃借料
2		教職員住宅用地賃借	令和7年度	171	教職員住宅に係る土地賃借料
3		文化庁派遣職員宿舍賃借	令和7年度～令和8年度	3,408	文化庁派遣職員宿舍に係る賃借料
4	施設課	県立学校用地等賃借	令和7年度～令和9年度	939	黒石原支援学校下水道管敷地外3校における賃借料
5	高校教育課	人吉高校五木分校魅力化推進業務	令和7年度	6,000	人吉高校五木分校魅力化コーディネートに係る委託費
6	社会教育課	電話相談室賃借	令和7年度	540	家庭教育電話相談事業で使用する電話相談室の賃借料
7	体育保健課	県民総合運動公園管理運営業務	令和7年度	39,681	県民総合運動公園のアクセス改善対策に関する警備員等の配置経費
8	高校教育課	育英資金返還金収納事務委託業務【熊本県育英資金等貸与特別会計】	令和7年度	1,452	育英資金返還金コンビニ収納業務に係る委託費
9		情報処理関連業務【熊本県育英資金等貸与特別会計】	令和7年度	1,145	育英資金管理システム保守業務に係る委託費

## 債務負担行為（設定）

(単位:千円)

No	課名	事項	期間	限度額	内容
1	高校教育課	事務機器等賃借【熊本県立高等学校実習資金特別会計】	令和7年度	355	熊本農業高校、芦北高校の実習に係る各システム使用料及び保守に係る費用

## 教育委員会 令和7年度当初予算 債務負担行為

### 債務負担行為（設定）

(単位:千円)

No	課名	事項	期間	限度額	内容
1	教育政策課	県立高等学校学習用端末購入費補助	令和8年度	135,000	県立高等学校学習用端末購入費補助金
2	施設課	県立高等学校仮設校舎賃借	令和8年度 ~令和9年度	259,957	県立高等学校仮設校舎賃借に係る賃借料
3		県立高等学校空調設備整備事業 熊本市	令和8年度	136,050	湧心館高校空調設備改修に係る工事費
4		済々黌高校整備事業 熊本市	令和8年度	429,287	済々黌高校長寿命化改修に係る工事費
5		第一高校整備事業 熊本市	令和8年度	1,102,434	第一高校長寿命化改修に係る工事費
6		八代高校整備事業 八代市	令和8年度	280,203	八代高校長寿命化改修に係る工事費
7		人吉高校整備事業 人吉市	令和8年度	33,000	人吉高校長寿命化改修に係る設計委託費
8		天草高校ユニバーサルデザイン改修事業 天草市	令和8年度	15,885	天草高校ユニバーサルデザイン改修に係る工事費
9		牛深高校ユニバーサルデザイン改修事業 天草市	令和8年度	46,712	牛深高校ユニバーサルデザイン改修に係る工事費
10		阿蘇中央高校整備事業 阿蘇市	令和8年度	31,500	阿蘇中央高校長寿命化改修に係る設計委託費
11		翔陽高校体育館改修事業 大津町	令和8年度	76,486	翔陽高校体育館改修に係る工事費
12		天草拓心高校マリン校舎体育館改修事業 苓北町	令和8年度	57,645	天草拓心高校マリン校舎体育館改修に係る工事費
13		熊本支援学校整備事業 熊本市	令和8年度	17,500	熊本支援学校長寿命化改修に係る設計委託費
14		菊池支援学校空調・照明設備改修事業 合志市	令和8年度	77,196	菊池支援学校空調・照明設備改修に係る工事費
15		菊池支援学校整備事業 合志市	令和8年度	699,173	菊池支援学校高等部移転整備に係る工事費
16	高校教育課	事務機器等賃借 【熊本県育英資金等貸与特別会計】	令和8年度 ~令和12年度	4,026	育英資金管理システム用サーバー機器等リース

第 57 号

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木村 敬

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例(昭和26年熊本県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「行政職給料表」を「医療職給料表(2)」に改め、「以上」を削り、同条第6項中「55歳(人事委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)に達した職員に関する当該年齢に達した日後における最初の4月1日以後」を「次の各号に掲げる職員」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第5条第4項の人事委員会規則で定める日の属する年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。)の4月1日において55歳(人事委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)に達している職員(次号に掲げる職員を除く。)
- (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員

第7条の3第1項中「15年」を「20年」に改め、同項第2号中「46,800円」を「60,000円」に改める。

第8条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」を「第3項において「扶養親族たる父母等」に改め、「(以下「行政職9級職員等」という。)」を削り、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。))については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等」に改め、「(以下「行政職8級職員等」という。))」及び「前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき10,500円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。))」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第9条を次のように改める。

#### 第9条 削除

第9条の2第2項第3号中「100分の15」を「100分の12」に改め、同項第4号中「100分の12」を「100分の8」に改め、同項第5号中「100分の10」を「100分の4」に改め、同項第6号及び第7号を削る。

第9条の5第1項第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第10条第3項第1号中「以下この号及び次項」を「次項及び第6項」に、「いう。）」を「いう。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、その額と55,000円との差額の2分の1を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第4項中「（第1号及び次項」を「（第1号、次項及び第6項」に改め、「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第1号を次のように改める。

（1）特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第6項において「特別料金等相当額」という。）

第10条第5項中「国家公務員、他の地方公共団体の公務員、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者（以下「国家公務員等」という。）であった者から引き続き」を「新たに」に改め、「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第3項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第10条の2第3項中「国家公務員等であった者が、引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）」を削る。

第11条の3第2項中「国家公務員等」を「国家公務員、他の地方公共団体の公務員、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者若しくは公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者」に改める。

第15条の3第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「午前0時」を「午後10時」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第15条の8の2第1項中「から第9条まで、第9条の3、第9条の5、第11条の2及び第11条の3」を「及び第8条」に改める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

## 行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200		
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700		
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200		
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700		
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000		
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300		
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500		
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700		
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000		
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300		
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500		
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700		
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500		
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300		
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100		
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700		
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300		
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900		
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500		
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200		
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000		
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400		
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100		
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600		
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000		
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400		
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800		
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200		
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600		
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000		
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300		

	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200		
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500		
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800			
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000			
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200			
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500			
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800			
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000			
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200			
86	256,000	297,100	346,000					
87	256,300	297,400	346,400					
88	256,600	297,700	346,800					

89	256,900	298,000	347,000						
90	257,200	298,300	347,400						
91	257,500	298,600	347,800						
92	257,800	299,000	348,200						
93	258,100	299,200	348,400						
94		299,400	348,800						
95		299,700	349,200						
96		300,100	349,500						
97		300,300	349,800						
98		300,600	350,200						
99		301,000	350,600						
100		301,400	351,000						
101		301,600	351,500						
102		301,900	351,900						
103		302,200	352,300						
104		302,500	352,700						
105		302,700	353,200						
106		303,000	353,600						
107		303,300	353,900						
108		303,600	354,200						
109		303,800	354,700						
110		304,200							
111		304,600							
112		304,900							
113		305,100							
114		305,300							
115		305,600							
116		306,000							
117		306,200							
118		306,400							
119		306,700							
120		307,000							
121		307,400							
122		307,600							
123		307,900							
124		308,200							
125		308,500							
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000

備考 この表は、他の条例に別段の定めのあるものを除くほか、他の給料表の適用を受けない全ての職員（第15条の9及び附則第2項に規定する職員を除く。）に適用する。

別表第2（第4条関係）

## 公安職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額 円								
	1	211,600	232,600	255,500	295,400	331,900	353,300	384,100	420,300	466,000
	2	214,000	234,800	257,500	296,400	333,400	355,000	385,800	421,900	472,200
	3	216,400	237,000	259,700	297,400	334,900	356,700	387,500	423,500	477,200
	4	218,800	239,200	261,900	298,300	336,400	358,300	389,200	425,000	481,500
	5	221,200	241,400	264,000	298,900	337,900	359,900	390,700	426,500	485,500
	6	223,600	243,400	265,300	299,600	339,300	361,600	392,300	428,100	489,000
	7	226,000	245,400	266,600	300,300	340,600	363,200	393,900	429,500	492,000
	8	228,200	247,200	267,900	301,000	341,900	364,800	395,500	430,900	494,500
	9	230,400	249,000	269,200	301,700	343,200	366,400	397,100	432,000	496,700
	10	232,500	250,700	270,500	302,400	344,800	368,000	398,700	433,400	
	11	234,600	252,400	271,800	303,100	346,400	369,600	400,300	434,900	
	12	236,600	253,800	273,100	303,700	348,000	371,200	401,900	436,400	
	13	238,600	255,200	274,400	304,400	349,500	372,800	403,400	437,700	
	14	240,600	257,000	275,600	305,200	351,100	374,400	405,400	439,400	
	15	242,600	258,400	276,700	305,900	352,700	376,000	407,400	441,000	
	16	244,200	259,900	278,200	306,700	354,200	377,600	409,400	442,600	
	17	245,800	261,400	279,500	307,400	355,700	379,200	410,900	444,000	
	18	247,300	262,600	280,800	308,200	357,300	380,800	412,600	445,700	
	19	248,800	263,800	282,100	309,200	358,900	382,400	414,200	447,400	
	20	250,300	264,900	283,300	310,100	360,400	384,000	415,900	449,000	
	21	251,800	266,200	284,500	311,000	361,900	385,600	417,500	450,400	
	22	253,400	267,400	285,100	312,300	363,500	387,200	419,000	451,100	
	23	254,900	268,700	285,700	313,600	365,100	388,900	420,500	451,800	
	24	256,400	270,000	286,300	314,900	366,700	390,600	421,900	452,500	
	25	257,900	271,400	286,800	316,200	368,100	392,300	423,100	452,900	
	26	259,100	272,800	287,400	317,700	369,800	394,300	424,600	453,400	
	27	260,300	274,100	288,000	319,000	371,500	396,200	426,100	454,000	
	28	261,500	275,400	288,500	320,100	373,100	398,100	427,500	454,600	
	29	262,700	276,400	289,000	321,100	374,700	399,800	429,000	455,200	
	30	264,000	277,700	289,600	322,300	376,300	401,200	430,300	455,900	
	31	265,300	279,000	290,100	323,500	377,900	402,400	431,500	456,400	
	32	266,600	280,200	290,600	324,600	379,600	403,700	432,700	456,900	
	33	267,900	281,400	291,100	325,700	381,300	404,700	433,700	457,400	
	34	269,400	282,000	291,700	326,900	383,300	405,800	434,400	457,700	
	35	270,700	282,600	292,200	328,100	385,300	406,800	435,200	458,000	
	36	272,100	283,200	292,700	329,200	387,300	407,800	435,900	458,400	
	37	273,100	283,700	293,200	330,300	389,000	408,900	436,400	458,800	
	38	274,400	284,300	293,800	331,500	390,700	410,100	436,800	459,000	
	39	275,700	284,900	294,400	332,700	392,200	411,200	437,200	459,300	
	40	276,900	285,500	295,000	333,900	393,700	412,300	437,500	459,500	
	41	278,100	286,000	295,700	335,100	394,900	413,500	437,800	459,900	
	42	278,700	286,600	296,400	336,300	395,900	414,300	438,100	460,100	
	43	279,300	287,200	297,100	337,500	396,900	415,100	438,400	460,300	
	44	279,900	287,700	297,800	338,700	397,900	415,700	438,700	460,500	
	45	280,300	288,200	298,400	339,900	399,000	416,200	438,900	460,900	
	46	280,900	288,700	299,300	341,200	400,100	416,900	439,200		
	47	281,400	289,200	300,100	342,400	401,200	417,600	439,500		
	48	281,900	289,700	300,900	343,600	402,300	418,200	439,800		

	49	282,400	290,300	301,700	344,800	403,600	418,900	440,100
	50	283,000	290,800	302,800	346,200	404,400	419,300	440,400
	51	283,500	291,400	303,900	347,500	405,200	419,900	440,700
	52	284,000	292,000	304,900	348,800	405,800	420,500	441,000
	53	284,500	292,600	305,900	349,700	406,300	420,900	441,200
	54	285,100	293,300	307,000	351,000	407,000	421,300	441,500
	55	285,600	294,000	308,000	352,200	407,700	421,800	441,800
	56	286,100	294,700	309,100	353,400	408,400	422,300	442,100
	57	286,600	295,300	310,100	354,600	408,700	422,800	442,300
	58	287,100	296,200	311,200	356,000	409,400	423,400	442,600
	59	287,600	297,000	312,300	357,400	410,100	423,800	442,900
	60	288,100	297,800	313,400	358,800	410,600	424,200	443,100
	61	288,600	298,600	314,400	360,100	411,000	424,600	443,300
	62	289,100	299,500	315,500	361,600	411,400	424,900	443,600
	63	289,600	300,400	316,600	363,100	411,900	425,200	443,900
	64	290,100	301,300	317,700	364,500	412,400	425,500	444,200
	65	290,600	302,100	318,700	365,700	412,900	425,800	444,400
	66	291,100	303,000	319,800	367,100	413,300	426,100	444,700
	67	291,600	303,800	320,900	368,400	413,800	426,400	445,000
	68	292,100	304,600	322,000	369,800	414,300	426,600	445,300
	69	292,600	305,500	323,000	370,900	414,800	426,800	445,500
定年	70	293,100	306,400	324,200	372,100	415,300	427,100	445,800
前再	71	293,600	307,300	325,400	373,300	415,900	427,400	446,100
任用	72	294,100	308,200	326,600	374,500	416,400	427,600	446,400
短時	73	294,600	309,000	327,300	375,800	416,800	427,800	446,600
間勤	74	295,200	309,900	328,600	377,000	417,400	428,100	
務職	75	295,800	310,800	329,900	378,200	417,900	428,400	
員以	76	296,300	311,600	331,200	379,300	418,100	428,600	
外の	77	296,800	312,300	332,500	380,400	418,400	428,800	
職員	78	297,400	313,200	333,900	381,600	418,900	429,100	
	79	298,000	314,100	335,300	382,700	419,200	429,400	
	80	298,600	315,100	336,700	383,900	419,500	429,600	
	81	299,200	316,000	338,000	385,000	419,800	429,800	
	82	299,900	317,100	339,600	385,600	420,200	430,100	
	83	300,600	318,100	341,100	386,100	420,600	430,400	
	84	301,200	319,100	342,600	386,600	421,000	430,600	
	85	301,800	320,000	344,000	387,200	421,300	430,800	
	86	302,500	321,000	345,500	387,800			
	87	303,200	322,000	347,000	388,400			
	88	303,900	323,000	348,400	389,000			
	89	304,600	324,000	349,700	389,300			
	90	305,400	325,300	350,900	389,800			
	91	306,200	326,500	352,100	390,300			
	92	306,900	327,700	353,400	390,800			
	93	307,400	328,900	354,700	391,200			
	94	308,300	330,200	356,200	391,600			
	95	309,200	331,400	357,700	392,100			
	96	310,000	332,600	359,100	392,600			
	97	310,800	333,800	360,400	393,000			
	98	311,800	335,100	361,600	393,500			
	99	312,700	336,300	362,700	394,000			
	100	313,600	337,500	363,900	394,500			

101	314,500	338,900	365,000	394,800					
102	315,500	339,800	366,100	395,200					
103	316,500	340,800	367,200	395,700					
104	317,400	341,900	368,300	396,000					
105	318,200	343,000	369,500	396,300					
106	318,800	344,100	370,000	396,800					
107	319,400	345,100	370,600	397,300					
108	320,000	346,100	371,200	397,800					
109	320,500	347,300	371,800	398,100					
110	321,000	348,300	372,300	398,600					
111	321,400	349,300	372,700	399,100					
112	321,900	350,200	373,200	399,600					
113	322,700	351,100	373,600	399,900					
114	323,400	352,000	374,000	400,400					
115	324,100	353,000	374,500	400,900					
116	324,700	354,000	375,000	401,400					
117	325,300	355,000	375,400	401,800					
118	326,000	355,400	375,900	402,300					
119	326,700	356,000	376,500	402,700					
120	327,500	356,600	377,000	403,200					
121	328,100	356,900	377,200	403,600					
122	328,400	357,300	377,700						
123	328,900	357,700	378,200						
124	329,400	358,100	378,600						
125	329,700	358,500	379,100						
126		358,900	379,600						
127		359,300	380,100						
128		359,700	380,600						
129		360,100	380,900						
130		360,500	381,400						
131		360,900	381,900						
132		361,300	382,400						
133		361,500	382,700						
134		362,000	383,200						
135		362,400	383,600						
136		362,700	384,000						
137		363,000	384,300						
138		363,400	384,800						
139		363,900	385,300						
140		364,400	385,800						
141		364,700	386,100						
142		365,200							
143		365,700							
144		366,200							
145		366,500							
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	384,200	416,200

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 (第4条関係)

## 研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	183,900	233,900	326,100	376,000	446,500
	2	185,000	238,200	328,100	377,400	456,400
	3	186,200	240,900	330,100	378,800	465,800
	4	187,300	243,600	332,100	380,200	475,700
	5	188,400	246,200	333,900	381,600	485,300
	6	190,500	247,800	335,900	383,000	495,100
	7	192,600	249,300	337,800	384,400	504,000
	8	194,700	250,800	339,700	385,800	511,900
	9	196,800	252,300	341,500	387,200	519,700
	10	198,800	254,400	343,100	388,700	526,800
	11	200,800	256,500	344,700	390,100	532,100
	12	202,800	258,500	346,300	391,500	536,600
	13	204,800	260,500	347,900	392,900	539,600
	14	206,700	262,800	348,900	394,400	541,600
	15	208,600	265,100	349,900	395,900	
	16	210,400	267,300	350,900	397,400	
	17	212,100	269,500	352,000	398,900	
	18	213,900	271,900	353,300	400,500	
	19	215,700	274,300	354,500	402,100	
	20	217,500	276,700	355,700	403,800	
	21	219,300	279,000	356,900	405,000	
	22	221,100	281,100	358,000	406,400	
	23	222,800	283,200	359,100	407,800	
	24	224,500	285,200	360,200	409,100	
	25	226,200	287,200	361,300	410,400	
	26	228,300	289,100	362,300	411,700	
	27	230,200	291,000	363,300	413,200	
	28	232,100	292,900	364,300	414,700	
	29	234,000	294,800	365,200	415,900	
	30	235,100	296,300	366,100	417,100	
	31	236,200	297,800	366,900	418,700	
	32	237,300	299,300	367,700	420,200	
	33	238,700	300,800	368,400	421,500	
	34	240,200	302,300	369,200	422,900	
	35	241,700	303,800	370,000	424,300	
	36	243,200	305,200	370,800	425,700	
	37	244,700	306,600	371,600	427,100	
	38	246,300	307,500	372,400	428,500	
	39	247,900	308,400	373,200	429,900	
	40	249,500	309,300	374,000	431,300	

	41	251,100	310,100	374,800	432,400
	42	252,600	310,600	376,100	433,700
	43	254,100	311,100	377,400	435,100
	44	255,600	311,600	378,600	436,400
	45	257,100	312,100	379,300	437,200
	46	258,400	312,600	380,300	438,000
	47	259,600	313,100	381,100	438,900
	48	260,800	313,600	381,800	439,800
	49	262,000	314,000	382,500	440,600
	50	263,100	314,500	383,200	441,400
	51	264,200	315,000	383,900	442,000
	52	265,300	315,500	384,600	442,800
	53	266,400	315,900	385,200	443,200
	54	267,500	316,400	385,900	443,800
	55	268,500	316,800	386,700	444,300
	56	269,500	317,200	387,500	444,800
	57	270,500	317,600	388,100	445,300
定年	58	271,200	318,000	388,900	
前再	59	271,800	318,400	389,600	
任用	60	272,400	318,800	390,300	
短時	61	273,000	319,200	390,900	
間勤	62	273,600	319,800	391,600	
務職	63	274,200	320,400	392,300	
員以	64	274,800	321,000	393,000	
外の	65	275,400	321,500	393,700	
職員	66	276,000	322,100	394,300	
	67	276,600	322,700	394,900	
	68	277,200	323,300	395,600	
	69	277,800	323,800	396,300	
	70	278,500	324,400	396,800	
	71	279,200	325,000	397,400	
	72	279,900	325,600	398,000	
	73	280,500	326,100	398,500	
	74	281,200	326,800	399,100	
	75	281,900	327,500	399,700	
	76	282,600	328,200	400,200	
	77	283,200	328,900	400,700	
	78	283,900	329,600	401,200	
	79	284,600	330,300	401,700	
	80	285,200	331,000	402,400	
	81	285,800	331,700	402,800	
	82	286,500	332,500		
	83	287,200	333,200		
	84	287,800	333,800		
	85	288,400	334,300		
	86	289,100	334,800		
	87	289,800	335,200		
	88	290,400	335,600		

	89	291,000	335,900			
	90	291,700	336,400			
	91	292,400	336,800			
	92	293,000	337,200			
	93	293,600	337,500			
	94	294,300	337,900			
	95	294,900	338,300			
	96	295,500	338,700			
	97	295,800	339,200			
	98	296,400	339,700			
	99	297,000	340,200			
	100	297,500	340,700			
	101	298,000	341,200			
	102	298,400	341,700			
	103	298,800	342,200			
	104	299,200	342,700			
	105	299,600	343,100			
	106	300,100	343,500			
	107	300,600	344,000			
	108	300,900	344,400			
	109	301,100	344,900			
	110	301,500	345,300			
	111	301,800	345,700			
	112	302,000	346,100			
	113	302,300	346,600			
	114	302,600	347,000			
	115	302,900	347,400			
	116	303,200	347,800			
	117	303,500	348,300			
	118	303,800	348,700			
	119	304,000	349,100			
	120	304,300	349,500			
	121	304,600	349,900			
定年前再 任用 短時間勤 務職員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		221,800	263,600	288,600	331,400	390,600

備考 この表は、試験研究機関等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4（第4条関係）

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表（1）

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	
	21	354,000	436,500	491,500	
	22	357,100	438,000	493,200	
	23	360,200	439,500	495,000	
	24	363,200	440,900	496,800	
	25	366,200	442,300	498,400	
	26	368,500	443,700	500,200	
	27	370,800	445,100	502,000	
	28	373,000	446,500	503,600	
	29	374,900	447,900	505,000	
	30	376,600	449,300	506,700	
	31	378,300	450,700	508,500	
	32	380,100	452,100	510,200	
	33	381,900	453,500	511,700	
	34	383,700	454,900	513,000	
	35	385,300	456,300	514,300	
	36	386,700	457,700	515,600	
	37	388,100	459,100	516,600	
	38	389,600	460,800	517,900	
	39	391,100	462,400	519,200	
	40	392,600	464,000	520,500	

	41	394,100	465,600	521,500
	42	394,800	466,800	522,300
定年	43	395,400	468,000	523,100
前再	44	396,100	469,100	523,900
任用	45	397,000	470,100	524,800
短時	46	397,600	471,100	525,600
間勤	47	398,200	472,000	526,400
務職	48	398,800	472,800	527,100
員以	49	399,400	473,500	527,900
外の	50	399,900	474,200	528,700
職員	51	400,400	474,900	529,400
	52	400,900	475,500	530,300
	53	401,400	476,200	531,200
	54	401,800	476,900	532,000
	55	402,200	477,500	532,900
	56	402,600	478,100	533,800
	57	403,000	478,400	534,600
	58	403,400	479,000	535,500
	59	403,800	479,700	536,400
	60	404,200	480,400	537,100
	61	404,600	480,800	537,900
	62	405,000	481,400	538,800
	63	405,400	482,100	539,700
	64	405,800	482,800	540,600
	65	406,100	483,200	541,400
	66		483,800	542,300
	67		484,400	543,200
	68		484,900	544,100
	69		485,400	544,900
	70		485,900	545,800
	71		486,400	546,700
	72		486,900	547,600
	73		487,300	548,400
	74		487,800	
	75		488,200	
	76		488,700	
	77		489,200	
	78		489,800	
	79		490,400	
	80		490,800	
	81		491,300	
	82		491,900	
	83		492,500	
	84		493,000	
	85		493,500	

定年前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円
	301,700	344,400	399,500	473,300

備考 この表は、医療施設、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表 (2)

職員の区分	職務の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000
	2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900
	3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800
	4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600
	5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400
	6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000
	7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600
	8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100
	9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600
	10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900
	11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200
	12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500
	13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800
	14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000
	15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200
	16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300
	17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500
	18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600
	19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800
	20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000
	21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100
	22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900
	23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300
	24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000
	25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500
	26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900
	27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300
	28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700
	29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100
	30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500
	31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900
	32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200
	33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500
	34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900
	35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200
	36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500
	37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800
	38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400	
	39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700	
	40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000	

	41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300
	42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600
	43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900
	44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200
	45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400
	46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700
	47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000
	48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300
	49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500
	50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800
	51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100
	52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600
	54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000	
	55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700	
	56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300	
	57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700	
	58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200	
	59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800	
	60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400	
	61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800	
	62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300	
	63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800	
	64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300	
	65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900	
	66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400	
	67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000	
	68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600	
69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100		
70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600		
71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100		
72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600		
73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900		
74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400		
75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800		
76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200		
77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600		
78	254,800	291,900	328,600	349,900			
79	255,100	292,200	329,000	350,100			
80	255,300	292,500	329,500	350,400			
81	255,500	292,800	330,000	350,900			
82	255,800	293,100	330,400	351,200			
83	256,100	293,400	330,600	351,500			
84	256,300	293,700	330,900	351,800			
85	256,500	293,900	331,300	352,200			
86		294,100	331,700	352,500			
87		294,300	332,000	352,800			
88		294,500	332,300	353,100			

	89		294,900	332,600	353,500			
	90		295,100	332,800	353,800			
	91		295,300	333,200	354,100			
	92		295,500	333,500	354,400			
	93		295,900	333,700	354,700			
	94		296,100	334,000	355,100			
	95		296,300	334,300	355,500			
	96		296,600	334,600	355,900			
	97		296,900	334,800	356,400			
	98		297,100	335,100	356,800			
	99		297,300	335,400	357,200			
	100		297,600	335,600	357,600			
	101		297,900	335,800	358,100			
	102		298,100	336,000				
	103		298,300	336,400				
	104		298,600	336,600				
	105		298,900	336,800				
	106			337,200				
	107			337,600				
	108			338,000				
	109			338,200				
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000

備考 この表は、医療施設、保健所、家畜保健衛生所、教育機関等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表 (3)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000
	2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700
	3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400
	4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100
	5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900
	6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900
	7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900
	8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900
	9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600
	10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700
	11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800
	12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800
	13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700
	14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300
	15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100
	16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900
	17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000	391,600
	18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200	393,300
	19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300	395,200
	20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400	396,900
	21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500	398,600
	22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700	400,300
	23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800	402,100
	24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900	403,800
	25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000	405,400
	26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300	407,100
	27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600	408,900
	28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900	410,700
	29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100	412,200
	30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600	413,700
	31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100	415,200
	32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600	416,500
	33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800	417,600
	34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300	418,700
	35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700	419,800
	36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100	421,000
	37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500	422,300
	38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500	423,400
	39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900	424,600
	40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200	425,700

	41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500	426,900
	42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900	427,900
	43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200	429,000
	44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500	430,100
	45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000	431,100
	46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200	431,600
	47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300	432,200
	48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500	432,600
	49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600	433,200
	50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500	433,700
	51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500	434,100
	52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400	434,600
	53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000	435,100
	54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800	435,500
	55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600	435,800
	56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400	436,100
	57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100	436,500
	58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800	
	59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500	
	60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100	
	61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700	
	62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300	
	63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000	
	64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600	
	65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300	
	66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800	
	67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400	
	68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900	
	69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300	
	70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900	
	71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400	
	72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700	
	73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000	
	74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500	
	75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900	
	76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200	
	77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500	
	78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000	
	79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500	
	80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900	
	81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200	
	82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600	
	83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100	
	84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500	
	85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900	
	86	286,100	312,900	350,700	369,600		
	87	286,600	313,900	351,500	370,200		
	88	287,100	314,900	352,300	370,700		

定年  
前再  
任用  
短時  
間勤  
務職  
員以  
外の  
職員

89	287,600	315,800	352,900	371,000
90	288,100	316,900	353,500	371,500
91	288,600	317,900	354,100	371,900
92	289,100	318,900	354,700	372,200
93	289,600	319,700	355,100	372,800
94	290,200	320,400	355,500	373,300
95	290,800	321,100	356,000	373,800
96	291,400	321,700	356,400	374,300
97	292,000	322,200	356,900	374,900
98	292,500	322,500	357,300	375,400
99	293,000	323,100	357,800	375,900
100	293,500	323,700	358,200	376,300
101	294,000	324,100	358,500	376,900
102	294,500	324,700	359,000	377,400
103	295,000	325,300	359,400	377,900
104	295,400	325,800	359,700	378,400
105	295,800	326,200	360,100	379,000
106	296,300	326,700	360,600	379,400
107	296,800	327,200	361,100	379,900
108	297,100	327,700	361,600	380,400
109	297,300	328,100	362,100	381,000
110	297,600	328,500	362,600	
111	297,800	328,800	363,100	
112	298,100	329,100	363,500	
113	298,400	329,400	363,900	
114	298,600	329,800	364,300	
115	298,900	330,100	364,800	
116	299,100	330,400	365,300	
117	299,400	330,600	365,700	
118	299,700	330,900	366,200	
119	300,000	331,200	366,700	
120	300,300	331,400	367,200	
121	300,600	331,600	367,500	
122	301,000	331,900		
123	301,300	332,200		
124	301,600	332,500		
125	301,800	332,700		
126	302,000	333,000		
127	302,300	333,400		
128	302,700	333,600		
129	302,900	333,800		
130	303,200	334,000		
131	303,600	334,400		
132	304,000	334,600		
133	304,200	334,900		
134	304,500	335,300		
135	304,800	335,700		
136	305,100	336,100		

137	305,300	336,400					
138	305,600	336,800					
139	305,900	337,200					
140	306,200	337,600					
141	306,400	337,900					
142	306,800	338,300					
143	307,200	338,600					
144	307,500	339,000					
145	307,700	339,300					
146	307,900	339,700					
147	308,200	340,100					
148	308,600	340,500					
149	308,800	340,800					
150	309,000	341,200					
151	309,300	341,600					
152	309,600	342,000					
153	310,000	342,300					
154	310,200						
155	310,400						
156	310,700						
157	311,000						
158	311,300						
159	311,600						
160	311,900						
161	312,300						
162	312,600						
163	312,900						
164	313,200						
165	313,600						
166	313,900						
167	314,200						
168	314,500						
169	314,900						
定年前再 任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	

備考 この表は、医療施設、保健所等に勤務する保健師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和29年熊本県条例第19号)の一部を次のように改正する。

第9条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」を「第3項において「扶養親族たる父母等」に改め、「(以下「行政職9級相当職員」という。)」を削り、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。))については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等」に改め、「(以下「行政職8級相当職員」という。))」及び「前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき10,500円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。))」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第10条の2第2項第3号中「100分の15」を「100分の12」に改め、同項第4号中「100分の12」を「100分の8」に改め、同項第5号中「100分の10」を「100分の4」に改め、同項第6号及び第7号を削る。

第10条の4第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。))」を加える。

第11条第3項第1号中「以下この号及び次項」を「次項及び第6項」に、「いう。))」を「いう。))」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、その額と55,000円との差額の2分の1を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条第4項中「(第1号及び次項」を「(第1号、次項及び第6項」に改め、「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第1号を次のように改める。

(1) 特別急行列車等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額(第6項において「特別料金等相当額」という。))

第11条第5項中「国家公務員、他の地方公共団体の公務員、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者（以下「国家公務員等」という。）であった者から引き続き」を「新たに」に改め、「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第3項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第11条の2第3項中「国家公務員等であった者が、引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）」を削る。

第14条の3第2項中「国家公務員等」を「国家公務員、他の地方公共団体の公務員、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるものに使用される者若しくは公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者」に改める。

第15条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「午前0時」を「午後10時」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第18条中「から第10条まで、第10条の4、第14条の2及び第14条の3」を「及び第9条」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

教 育 職 給 料 表 (2)

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	246,300	319,700	376,800	451,900
	2	202,200	247,800	321,500	378,300	453,700
	3	204,500	249,200	323,300	379,700	455,500
	4	206,700	250,600	325,000	381,100	457,300
	5	208,900	252,000	326,600	382,500	458,900
	6	211,200	253,200	328,500	384,000	460,600
	7	213,400	254,400	330,400	385,500	462,500
	8	215,600	255,600	332,300	386,900	464,200
	9	217,800	257,000	334,100	388,200	465,900
	10	220,000	258,200	336,100	389,700	467,500
	11	222,200	259,500	337,900	391,200	469,000
	12	224,400	260,800	339,700	392,700	470,500
	13	226,600	262,100	341,400	394,100	472,000
	14	228,700	264,000	343,100	395,600	473,300
	15	230,800	265,800	344,700	397,100	474,600
	16	232,900	267,600	346,300	398,600	475,900
	17	235,000	269,300	347,900	400,000	477,100
	18	236,800	271,500	349,200	401,600	477,800
	19	238,500	273,700	350,400	403,200	478,500
	20	240,200	275,900	351,600	404,700	479,200
	21	241,900	278,100	352,900	405,900	479,800
	22	243,200	280,300	354,500	407,300	
	23	244,500	282,500	356,100	408,700	
	24	245,800	284,600	357,600	410,000	
	25	247,000	286,600	359,100	411,600	
	26	248,200	288,500	360,700	413,000	
	27	249,400	290,400	362,300	414,300	
	28	250,600	292,200	363,800	415,700	
	29	251,700	294,000	365,300	417,100	
	30	252,900	295,900	366,900	418,400	
	31	254,100	297,700	368,500	419,900	
	32	255,300	299,400	370,000	421,400	
	33	256,400	301,100	371,500	423,000	
	34	257,700	302,900	373,100	424,400	
	35	259,000	304,600	374,700	426,000	
	36	260,300	306,200	376,200	427,500	
	37	261,700	307,800	377,700	429,200	
	38	263,100	309,500	379,200	430,700	
	39	264,400	311,300	380,700	432,300	
	40	265,700	313,000	382,100	433,900	

	41	267,000	314,300	383,500	435,400
	42	268,000	316,200	385,000	436,900
	43	269,000	318,000	386,400	438,100
	44	269,900	319,700	387,800	439,300
	45	270,600	321,400	389,300	440,500
	46	271,400	323,300	390,900	441,800
	47	272,200	325,000	392,500	443,000
	48	273,000	326,700	393,900	444,200
	49	273,800	328,400	395,100	445,300
	50	274,600	330,200	396,500	446,500
	51	275,300	332,000	397,900	447,700
	52	276,100	333,700	399,200	448,900
	53	276,900	335,400	400,400	450,100
	54	277,700	336,700	401,600	451,300
	55	278,500	338,000	402,900	452,500
	56	279,300	339,300	404,200	453,700
	57	280,000	340,800	405,500	454,800
	58	280,600	342,400	406,800	455,400
	59	281,400	343,900	408,200	455,900
	60	282,300	345,500	409,400	456,400
	61	283,100	347,000	410,600	456,900
	62	283,700	348,600	412,000	
	63	284,500	350,200	413,400	
	64	285,200	351,700	414,700	
	65	286,200	353,200	415,900	
	66	287,000	354,800	417,100	
	67	287,800	356,400	418,400	
	68	288,500	357,900	419,800	
	69	289,200	359,400	421,100	
	70	290,000	361,000	422,300	
	71	290,800	362,600	423,300	
	72	291,500	364,100	424,500	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	292,200	365,600	425,700	
	74	292,900	367,200	426,800	
	75	293,600	368,800	428,000	
	76	294,200	370,300	429,000	
	77	294,800	371,800	430,100	
	78	295,500	373,200	431,100	
	79	296,200	374,600	432,100	
	80	296,800	375,900	433,100	
	81	297,400	377,200	434,000	
	82	298,100	378,600	434,800	
	83	298,800	380,000	435,600	
	84	299,500	381,300	436,400	
	85	300,200	382,400	437,100	
	86	301,000	383,800	437,500	
	87	301,700	385,100	437,900	
	88	302,400	386,400	438,300	

89	303,100	387,600	438,700
90	304,000	388,900	439,000
91	304,800	390,000	439,300
92	305,600	391,200	439,500
93	306,100	392,400	439,800
94	306,900	393,500	440,100
95	307,700	394,700	440,400
96	308,500	395,900	440,600
97	309,200	397,300	440,800
98	310,000	398,300	441,100
99	310,800	399,300	441,400
100	311,500	400,300	441,600
101	312,300	401,200	441,800
102	313,200	402,200	442,100
103	314,100	403,300	442,400
104	314,900	404,400	442,600
105	315,500	405,100	442,800
106	316,300	406,000	
107	317,100	406,900	
108	317,900	407,800	
109	318,600	408,600	
110	319,000	409,400	
111	319,400	410,200	
112	319,900	411,000	
113	320,400	411,600	
114	320,800	412,300	
115	321,300	413,000	
116	321,700	413,700	
117	322,200	414,300	
118	322,700	414,800	
119	323,100	415,200	
120	323,600	415,500	
121	324,100	415,800	
122	324,500	416,100	
123	325,000	416,400	
124	325,500	416,600	
125	326,100	416,800	
126	326,400	417,100	
127	326,700	417,400	
128	327,000	417,600	
129	327,200	417,800	
130	327,500	418,100	
131	327,800	418,400	
132	328,000	418,600	
133	328,200	418,800	
134	328,400	419,100	
135	328,600	419,400	
136	328,900	419,600	

	137	329,200	419,800			
	138	329,400	420,100			
	139	329,700	420,400			
	140	330,000	420,600			
	141	330,200	420,800			
	142	330,400	421,100			
	143	330,700	421,400			
	144	330,900	421,600			
	145	331,200	421,800			
	146	331,400				
	147	331,700				
	148	332,000				
	149	332,200				
	150	332,400				
	151	332,700				
	152	333,000				
	153	333,200				
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		238,500	279,100	308,200	336,600	421,900

- 備考 1 この表は、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

(熊本縣市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 熊本縣市町村立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第20号）

の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

## 教 育 職 給 料 表 (3)

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	199,900	220,700	319,700	348,700	435,700
	2	202,200	223,100	321,500	350,200	437,000
	3	204,500	225,500	323,300	351,700	438,200
	4	206,700	227,900	325,000	353,200	439,500
	5	208,900	230,300	326,600	354,600	440,600
	6	211,200	232,700	328,500	356,000	441,700
	7	213,400	235,100	330,400	357,400	442,900
	8	215,600	237,500	332,300	358,800	444,100
	9	217,800	239,900	334,100	360,200	445,400
	10	220,000	241,500	336,100	361,500	446,600
	11	222,200	243,100	337,900	362,800	447,600
	12	224,400	244,700	339,700	364,100	448,700
	13	226,600	246,300	341,400	365,300	449,900
	14	228,700	247,800	343,100	366,600	450,700
	15	230,800	249,200	344,700	367,800	451,500
	16	232,900	250,600	346,300	369,000	452,400
	17	235,000	252,000	347,900	370,200	453,300
	18	236,800	253,200	349,200	371,400	453,800
	19	238,500	254,400	350,400	372,600	454,300
	20	240,200	255,600	351,600	373,700	454,800
	21	241,900	257,000	352,900	374,800	455,300
	22	243,200	258,200	354,300	376,000	
	23	244,500	259,500	355,700	377,200	
	24	245,800	260,800	357,000	378,300	
	25	247,000	262,100	358,300	379,400	
	26	248,100	264,000	359,700	380,600	
	27	249,200	265,800	361,100	381,800	
	28	250,300	267,600	362,400	382,900	
	29	251,500	269,300	363,700	384,000	
	30	252,800	271,500	365,100	385,200	
	31	254,000	273,700	366,400	386,400	
	32	255,200	275,900	367,700	387,500	
	33	256,300	278,100	369,000	388,600	
	34	257,500	280,300	370,200	389,800	
	35	258,700	282,500	371,400	391,000	
	36	259,900	284,600	372,600	392,200	
	37	261,100	286,600	373,800	393,400	
	38	262,300	288,500	375,000	394,700	
	39	263,500	290,400	376,200	395,900	
	40	264,700	292,200	377,400	397,100	

	41	265,900	294,000	378,500	398,300
	42	267,000	295,900	379,700	399,600
	43	268,100	297,700	380,900	400,600
	44	269,200	299,400	382,100	401,700
	45	270,200	301,100	383,200	402,900
	46	271,000	302,900	384,500	404,100
	47	271,800	304,600	385,800	405,300
	48	272,600	306,200	387,000	406,500
	49	273,300	307,800	387,900	407,600
	50	274,100	309,500	389,100	408,600
	51	274,800	311,300	390,100	409,900
	52	275,500	313,000	391,200	411,100
	53	276,300	314,300	392,000	412,300
	54	277,100	316,200	393,100	413,400
	55	277,900	318,000	394,100	414,500
	56	278,600	319,700	395,100	415,600
	57	279,300	321,400	396,200	416,600
	58	280,100	323,300	397,200	417,800
	59	280,900	325,000	398,300	419,000
	60	281,600	326,700	399,400	420,200
	61	282,200	328,400	400,400	420,800
	62	282,900	330,200	401,500	421,600
	63	283,600	332,000	402,600	422,300
	64	284,200	333,700	403,600	422,800
	65	284,900	335,400	404,500	423,100
	66	285,600	336,700	405,400	423,400
	67	286,300	338,000	406,400	423,800
	68	287,000	339,300	407,400	424,200
	69	287,700	340,800	408,200	424,500
	70	288,500	342,300	409,000	424,900
	71	289,200	343,800	409,700	425,200
	72	289,900	345,300	410,500	425,500
定年	73	290,400	346,700	411,200	425,800
前再	74	291,100	348,200	411,800	426,200
任用	75	291,800	349,700	412,500	426,500
短時	76	292,400	351,200	413,200	426,800
間勤	77	293,000	352,600	413,800	427,100
務職	78	293,700	354,100	414,500	427,400
員以	79	294,300	355,600	415,000	427,700
外の	80	294,900	357,100	415,600	427,900
職員	81	295,500	358,500	416,000	428,100
	82	296,100	359,800	416,400	
	83	296,700	361,100	416,700	
	84	297,300	362,300	417,000	
	85	297,800	363,500	417,200	
	86	298,300	364,700	417,500	
	87	298,800	365,900	417,800	
	88	299,300	367,000	418,000	

89	299,700	368,100	418,200
90	300,300	369,200	418,500
91	300,800	370,300	418,800
92	301,300	371,400	419,000
93	301,600	372,500	419,200
94	302,100	373,700	419,500
95	302,600	374,800	419,800
96	303,000	375,900	420,000
97	303,400	376,900	420,200
98	303,900	377,900	420,500
99	304,400	378,800	420,800
100	304,800	379,700	421,000
101	305,200	380,500	421,200
102	305,600	381,500	421,500
103	306,000	382,400	421,800
104	306,300	383,300	422,000
105	306,500	384,100	422,200
106	306,800	385,000	
107	307,100	385,900	
108	307,300	386,800	
109	307,500	387,600	
110	307,700	388,600	
111	308,000	389,500	
112	308,300	390,400	
113	308,500	391,000	
114	308,700	391,900	
115	308,900	392,800	
116	309,200	393,700	
117	309,500	394,500	
118	309,700	395,200	
119	310,000	396,000	
120	310,300	396,800	
121	310,500	397,400	
122	310,700	398,100	
123	310,900	398,800	
124	311,200	399,400	
125	311,500	400,000	
126		400,700	
127		401,200	
128		401,800	
129		402,400	
130		403,000	
131		403,500	
132		404,000	
133		404,300	
134		404,600	
135		404,900	
136		405,200	

	137		405,500			
	138		405,800			
	139		406,100			
	140		406,400			
	141		406,700			
	142		407,000			
	143		407,300			
	144		407,600			
	145		407,800			
	146		408,100			
	147		408,400			
	148		408,600			
	149		408,800			
	150		409,100			
	151		409,400			
	152		409,600			
	153		409,800			
	154		410,100			
	155		410,400			
	156		410,600			
	157		410,800			
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		229,700	276,000	303,400	330,000	411,900

- 備考 1 この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する校長、教頭、教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

(熊本縣市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例の一部改正)

第4条 熊本縣市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例(昭和46年熊本県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項若しくは第2項、」を削る。

(熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年熊本県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第8条第1項中「第9条まで、」を「第8条まで及び」に改め、「及び第15条の6」を削り、同条第2項中「第3条、」を削り、「及び第5項」の次に「、第15条の6第2項」を加え、「、一般職給与条例第3条中「及び退職手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び退職手当」と」を削り、「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の95」に改め、「を含む。）」との次に「、一般職給与条例第15条の6第2項中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と」を加え、同条第3項中「から第9条まで」を「、第8条」に改める。

第9条第1項中「第10条まで」を「第9条まで」に、「第17条から」を「第17条の2から」に改め、同条第2項中「第4条、」を削り、「並びに第16条第2項」を「、第16条第2項並びに第17条第2項」に改め、「、県立学校職員給与条例第4条中「及び退職手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び退職手当」と」を削り、「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の95」と、県立学校職員給与条例第17条第2項(市町村立学校職員給与条例第16条の規定により県立学校職員の例によることとされる場合を含む。)中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改め、同条第3項中「から第10条まで」を「、第9条」に改める。

第10条第1項中「、第16条」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第11条第1項を削り、同条第2項中「、第6条の4並びに第15条」を「並びに第6条の4」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「第2条第3項、」及び「、企業職員給与条例第2条第3項中「及び退職手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び退職手当」と」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「、第9条並び

に第19条」を「並びに第9条」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「第2条第3項、」及び「、病院局職員給与条例第2条第3項中「及び退職手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当及び退職手当」と」を削り、同項を同条第4項とする。

(熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第6条 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年熊本県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第9条まで」を「第8条まで」に改める。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第7条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年熊本県条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第12条第2項及び第7項中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改め、同条第8項中「から第9条まで、第9条の3、第9条の5、第11条の2並びに第11条の3」を「並びに第8条」に改め、「並びに第15条の規定による改正後の熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例の規定」を削る。

附則第13条第1項中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

附則第14条第8項中「から第10条まで、第10条の4、第14条の2並びに第14条の3」を「並びに第9条」に改める。

附則第15条第2項中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改め、同条第6項中「並びに第15条の規定による改正後の熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例の規定」を削る。

附則第16条中「、第4条の4、第5条の2、第5条の3」を削り、「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

附則第17条中「、第6条の4、第8条の2」を削る。

附則第18条及び附則第20条中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

附則第22条中「、第8条第2項、第9条」を削る。

(熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第8条 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和32年熊本県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第4条の4第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条及び第14条において同じ。)」を加える。

第4条の6第2項中「国家公務員、他の地方公共団体の公務員、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち別に定める

ものに使用される者又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者であった者が、引き続き職員となり、これ」を「新たに給料表（規則で定める給料表をいう。）の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）」を削る。

第14条第2項中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」を削る。

第16条中「、第4条の4、第5条の2、第5条の3」を削る。

（熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第9条 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年熊本県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条の4第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条及び第17条において同じ。）」を加える。

第7条の2第2項中「国家公務員、他の地方公共団体の公務員、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち管理規程で定めるものに使用される者又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者であった者が、引き続き職員となり、これ」を「新たに給料表（第3条に規定する給料表をいう。）の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して管理規程で定める職員に限る。）」を削る。

第12条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「午前0時」を「午後10時」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第17条第2項中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」を削る。

第19条の3第1項中「、第6条の4、第8条の2」を削る。

（熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第10条 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成20年熊本県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第9条第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条及び第22条において同じ。）」を加える。

第11条第2項中「国家公務員、他の地方公共団体の公務員、沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち管理規程で定めるものに使用される者又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者であった者が、引き続き職員となり、これ」を「新たに給料表（第3条に規定する給料表をいう。）の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して管理規程で定める職員に限る。）」を削る。

第17条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「午前0時」を「午後10時」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第22条第2項中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」を削る。

第28条第1項中「、第8条第2項、第9条」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（号給の切替え）

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（以下「一般職給与条例」という。）別表第1から別表第4までの給料表、熊本県立学校職員の給与に関する条例（以下「県立学校職員給与条例」という。）別表第1の給料表又は熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例（以下「市町村立学校職員給与条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び人事委員会の定めるこれに準ずるものをした職員の号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の一般職

給与条例（以下「改正後の一般職給与条例」という。）第8条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては」と、同条第2項中「(5)

「(5) 重度心身障害者  
重度心身障害者」とあるのは (6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

- 5 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の県立学校職員給与条例（以下「改正後の県立学校職員給与条例」という。）第9条（市町村立学校職員給与条例第9条の規定により県立学校職員の例によることとされる場合を含む。）の規定の適用については、改正後の県立学校職員給与条例第9条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第4条第1項第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」

「(5) 重度心身障害者  
とあるのは (6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「と  
む。）」  
する」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」  
とする。

- 6 切替日から令和8年3月31日までの間における第9条の規定による改正後の熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正後の企業職員給与条例」という。）第6条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第4条第1項第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものに相当するものとして管理規程で定める

職員に対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは 「(5) 重度  
(6) 配偶

心身障害者

者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）とする。

- 7 切替日から令和8年3月31日までの間における第10条の規定による改正後の熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正後の病院局職員給与条例」という。）第7条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第4条第1項第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるものに相当するものとして管理規程で定める職員に対しては」と、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは
- 「(5)  
(6)」

重度心身障害者

配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）とする。

（令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）

- 8 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額、改正後の一般職給与条例第9条の2第2項及び第3項並びに改正後の県立学校職員給与条例第10条の2第2項及び第3項（市町村立学校職員給与条例第9条の2の規定により県立学校職員の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。
- 9 人事委員会は、前項前段の人事委員会規則を定めるに当たっては、当該人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分及び割合（以下この項において「級地区分等」という。）が令和10年4月1日以降に適用される新たな級地区分等への円滑な移行を図るためのものであることを踏まえ、級地区分等の変更に伴う職員の生活への影響及び当該変更に必要な原資を考慮しつつ、級地区分等の段階的な変更が行われるようにしなければならない。
- 10 切替日から令和10年3月31日までの間における一般職給与条例第9条の3の規定の適用については、同条中「には、前条」とあるのは「には、前条又は熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年熊本県条例第 号）附則第8項」と、「間、前条」とあるのは「間、前条又は同項」とする。
- （通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）
- 11 改正後の一般職給与条例第10条第5項及び第10条の2第3項、改正後の県立学校職員給与条例第11条第5項及び第11条の2第3項（市町村立学校職員給与条例第

10条及び第10条の2の規定により県立学校職員の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)、第8条の規定による改正後の熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第4条の6第2項、改正後の企業職員給与条例第7条の2第2項並びに改正後の病院局職員給与条例第11条第2項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置)

12 切替日以後に新たに熊本県職員等の定年等に関する条例(昭和59年熊本県条例第2号)第12条の規定により採用された職員及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員(以下この項において「再任用職員」という。)に対して適用されることとなる一般職給与条例第11条の3、県立学校職員給与条例第14条の3、熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(以下「技能労務職員給与条例」という。)第5条の3又は熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下「企業職員給与条例」という。)第8条の2第2項の規定は、切替日以後に一般職給与条例第11条の3第1項、県立学校職員給与条例第14条の3第1項、技能労務職員給与条例第5条の3第1項若しくは企業職員給与条例第8条の2第2項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後にこれらの規定に規定する公署若しくは県立学校の移転があった再任用職員について適用する。

(その他の経過措置の人事委員会規則への委任)

13 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会規則で定める。

附則別表 号給の切替表（附則第2項関係）

ア 行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給						
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		

51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		
56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90						
95	91						
96	92						
97	93						
98	94						
99	95						
100	96						
101	97						
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						

106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

イ 公安職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給					
	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	

51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					

105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					
114	110					
115	111					
116	112					
117	113					
118	114					
119	115					
120	116					
121	117					
122	118					
123	119					
124	120					
125	121					

ウ 研究職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	2
22	14	6	2
23	15	7	2
24	16	8	2
25	17	9	3
26	18	10	3
27	19	11	3
28	20	12	3
29	21	13	4
30	22	14	4
31	23	15	4
32	24	16	4
33	25	17	5
34	26	18	5
35	27	19	5
36	28	20	5
37	29	21	6
38	30	22	6
39	31	23	6
40	32	24	6
41	33	25	7
42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	8
46	38	30	8
47	39	31	8
48	40	32	8
49	41	33	8
50	42	34	9

51	43	35	9
52	44	36	9
53	45	37	9
54	46	38	9
55	47	39	9
56	48	40	10
57	49	41	10
58	50	42	10
59	51	43	10
60	52	44	10
61	53	45	10
62	54	46	10
63	55	47	11
64	56	48	11
65	57	49	11
66	58	50	11
67	59	51	11
68	60	52	11
69	61	53	11
70	62	54	12
71	63	55	12
72	64	56	12
73	65	57	12
74	66		
75	67		
76	68		
77	69		
78	70		
79	71		
80	72		
81	73		
82	74		
83	75		
84	76		
85	77		
86	78		
87	79		
88	80		
89	81		

エ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4

51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

オ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34

51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58		
67	63	63	59		
68	64	64	60		
69	65	65	61		
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82			
87	83	83			
88	84	84			
89	85	85			
90	86	86			
91	87	87			
92	88	88			
93	89	89			
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			

106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

カ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38

51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		

106	102	102		
107	103	103		
108	104	104		
109	105	105		
110	106	106		
111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

キ 教育職給料表(2)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	
39	27	23	
40	28	24	
41	29	25	
42	30	26	
43	31	27	
44	32	28	
45	33	29	
46	34	30	
47	35	31	
48	36	32	
49	37	33	
50	38	34	

51	39	35	
52	40	36	
53	41	37	
54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	
58	46	42	
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66		
79	67		
80	68		
81	69		
82	70		
83	71		
84	72		
85	73		
86	74		
87	75		
88	76		
89	77		
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		

106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

ク 教育職給料表（3）の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	
39	27	27	
40	28	28	
41	29	29	
42	30	30	
43	31	31	
44	32	32	
45	33	33	
46	34	34	
47	35	35	
48	36	36	
49	37	37	
50	38	38	

51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		

106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

(提案理由)

一般職の職員の給与の改定等を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）の概要

議案番号	条 例 名	内 容																		
第57号	熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例	<p>1 条例改正の趣旨 人事委員会勧告等に基づく一般職の給与の改定を行う。</p> <p>2 改正する条例</p> <p>(1) 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例</p> <p>(2) 熊本県立学校職員の給与に関する条例</p> <p>(3) 熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例</p> <p>(4) 熊本県市町村立学校職員のへき地手当等に関する条例</p> <p>(5) 熊本県一般職の任期付職員の採用等に関する条例</p> <p>(6) 熊本県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例</p> <p>(7) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例</p> <p>(8) 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例</p> <p>(9) 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>(10) 熊本県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>3 主な改正内容</p> <p>(1) 給料表の改定 国の俸給表の改定に準じて、給料表を改定</p> <p>(2) 昇給の取扱いの改定</p> <p>ア 良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を3号給とする対象職員の変更</p> <p>イ 勤務成績が特に良好又は極めて良好である場合に限り行う昇給の対象職員の追加</p> <p>(3) 諸手当の改定</p> <p>ア 初任給調整手当 獣医師に対する支給月額の限度及び支給期間を改定 支給月額の限度 46,800円 → 60,000円 支給期間 15年 → 20年</p> <p>イ 扶養手当 対象者と支給額について改定</p> <table border="1" data-bbox="598 1845 1449 2078"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>現行</th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配偶者</td> <td>扶養親族 行政職給料表7級以下</td> <td>6,500円</td> <td>3,000円</td> <td rowspan="2">廃止</td> </tr> <tr> <td>行政職給料表8級</td> <td>3,500円</td> <td>廃止</td> </tr> <tr> <td colspan="2">子(1人当たり)</td> <td>10,500円</td> <td>11,500円</td> <td>13,000円</td> </tr> </tbody> </table>			現行	令和7年度	令和8年度以降	配偶者	扶養親族 行政職給料表7級以下	6,500円	3,000円	廃止	行政職給料表8級	3,500円	廃止	子(1人当たり)		10,500円	11,500円	13,000円
		現行	令和7年度	令和8年度以降																
配偶者	扶養親族 行政職給料表7級以下	6,500円	3,000円	廃止																
	行政職給料表8級	3,500円	廃止																	
子(1人当たり)		10,500円	11,500円	13,000円																

議案番号	条 例 名	内 容																																																
		<p>ウ 地域手当</p> <p>級地区分及び支給割合について改定</p> <table border="1" data-bbox="598 360 1216 741"> <thead> <tr> <th>級地区分</th> <th>支給割合</th> <th></th> <th>級地区分</th> <th>支給割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 級地</td> <td>100分の20</td> <td rowspan="7" style="text-align: center;">→</td> <td>1 級地</td> <td>100分の20</td> </tr> <tr> <td>2 級地</td> <td>100分の16</td> <td>2 級地</td> <td>100分の16</td> </tr> <tr> <td>3 級地</td> <td>100分の15</td> <td>3 級地</td> <td>100分の12</td> </tr> <tr> <td>4 級地</td> <td>100分の12</td> <td>4 級地</td> <td>100分の8</td> </tr> <tr> <td>5 級地</td> <td>100分の10</td> <td>5 級地</td> <td>100分の4</td> </tr> <tr> <td>6 級地</td> <td>100分の6</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 級地</td> <td>100分の3</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 通勤手当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通勤手当の支給限度額を1か月当たり150,000円に改定</li> <li>・ 特別急行列車等の特例について、新たに給料表の適用を受ける職員となった者を対象に追加</li> </ul> <p>オ 単身赴任手当</p> <p>新たに給料表の適用を受ける職員となった者を対象に追加</p> <p>カ 管理職員特別勤務手当</p> <p>平日深夜に係る支給対象時間帯を拡大</p> <p>午前0時から午前5時まで → 午後10時から午前5時まで</p> <p>キ 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に支給する手当の拡大</p> <p>住居手当、特勤手当、特勤手当に準ずる手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当及び医師に対する地域手当を新たに支給</p> <p>ク 特定任期付職員に支給する特定任期付職員業績手当の廃止及び勤勉手当の支給</p> <table border="1" data-bbox="598 1523 1398 1733"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支給月数</th> <th></th> <th>区分</th> <th>支給月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末手当</td> <td>3.45月</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">→</td> <td>期末手当</td> <td>1.9月</td> </tr> <tr> <td>特定任期付職員業績手当</td> <td>1.0月</td> <td>勤勉手当</td> <td>1.75月</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 施行期日</p> <p>令和7年4月1日</p>	級地区分	支給割合		級地区分	支給割合	1 級地	100分の20	→	1 級地	100分の20	2 級地	100分の16	2 級地	100分の16	3 級地	100分の15	3 級地	100分の12	4 級地	100分の12	4 級地	100分の8	5 級地	100分の10	5 級地	100分の4	6 級地	100分の6			7 級地	100分の3			区分	支給月数		区分	支給月数	期末手当	3.45月	→	期末手当	1.9月	特定任期付職員業績手当	1.0月	勤勉手当	1.75月
級地区分	支給割合		級地区分	支給割合																																														
1 級地	100分の20	→	1 級地	100分の20																																														
2 級地	100分の16		2 級地	100分の16																																														
3 級地	100分の15		3 級地	100分の12																																														
4 級地	100分の12		4 級地	100分の8																																														
5 級地	100分の10		5 級地	100分の4																																														
6 級地	100分の6																																																	
7 級地	100分の3																																																	
区分	支給月数		区分	支給月数																																														
期末手当	3.45月	→	期末手当	1.9月																																														
特定任期付職員業績手当	1.0月		勤勉手当	1.75月																																														

第 78 号

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例  
熊本県立高等学校の授業料等に関する条例（昭和23年熊本県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表納付期限の項中「5月25日」を「5月26日」に、「各月25日」を「各月26日」に、「2月25日」を「2月26日」に、「2月10日」を「1月26日」に、「3月25日」を「3月26日」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（提案理由）

熊本県立高等学校の授業料を徴収するシステムの変更に伴い、授業料の納付期限を変更する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

## 条 例 等 議 案 関 係 ( 概 要 )

議案番号	議 案 名	内 容
第 7 8 号	熊本県立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	<p>1 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等） 熊本県立高等学校の授業料を徴収するシステムの変更に伴い、授業料の納付期限を変更する必要がある。</p> <p>2 内容 高等学校授業料の納付期限を変更する。 （第 2 条関係）</p> <p>3 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日</p>

第 85 号

財産の減額貸付けについて

財産を次のように減額して貸し付けることとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

区分	所在地	面積	貸付けの相手方	貸付けの目的	貸付期間	摘要
土地	熊本市中央区水前寺三丁目455番	2,643.53平方メートル	一般財団法人熊本県青年会館	熊本県青年会館用地	令和7年4月1日から令和10年3月31日まで	減額率は、65パーセントとする。左欄の貸付期間は、更新することができる。

(提案理由)

一般財団法人熊本県青年会館に財産を減額して貸し付けるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 条 例 等 議 案 関 係 ( 概 要 )

議案番号	議 案 名	内 容
第 8 5 号	財産の減額貸付けについて	<p>1 提案の概要            一般財団法人熊本県青年会館に対して減額貸付けしている県有地の貸付期間が、令和7年3月31日をもって満了することに伴い更新を行う。</p> <p>2 貸付けの概要            (1) 区分 土地            (2) 所在地 熊本市中央区水前寺三丁目455番            (3) 面積 2,643.53 m<sup>2</sup>            (4) 相手方 一般財団法人熊本県青年会館            (5) 目的 熊本県青年会館用地</p> <p>3 減額貸付けの理由            一般財団法人熊本県青年会館は、青少年団体の育成や活動支援に係る事業等を行っており、その活動には公益性が認められることから、減額貸付（減額率65%）を行う。</p> <p>4 減額率の根拠            当該県有地に関し、熊本県が熊本市に対して、毎年、国有資産等所在市町村交付金を交付する必要がある、この交付金の算定額（固定資産評価額の1.4%）と同額（本来の貸付料の35%）となるよう、貸付料から65%を減額するもの。</p> <p>5 貸付期間            令和7年4月1日から令和10年3月31日まで</p>

第 91 号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することとする。

令和7年2月19日提出

熊本県知事 木 村 敬

番号	権利の根拠		相手方	放棄する権利		理由
	種類	貸与年度		内訳	金額	
1	育英資金貸与金	平成20年度から平成22年度まで	個人	未償還元金	777,500円	貸与の相手方及び連帯保証人の破産により今後回収の見込みがないため。
				延滞利息	24,533円	
2	育英資金貸与金	平成26年度から平成28年度まで	個人	未償還元金	1,073,272円	貸与の相手方及び連帯保証人の破産により今後回収の見込みがないため。
				延滞利息	16,530円	

番号	権利の根拠		相手方	放棄する権利		理由
	種類	貸与年度		内訳	金額	
3	育英資金貸与金	平成26年度から平成28年度まで	個人	未償還元金	828,286円	貸与の相手方及び連帯保証人の破産により今後回収の見込みがないため。
				延滞利息	8,352円	
4	育英資金貸与金	平成28年度から平成30年度まで	個人	未償還元金	1,060,000円	貸与の相手方及び連帯保証人の破産により今後回収の見込みがないため。
				延滞利息	14,550円	
		令和元年度		未償還元金	256,318円	
				延滞利息	23,921円	
5	育英資金貸与金	平成28年度から平成30年度まで	個人	未償還元金	863,283円	貸与の相手方及び連帯保証人の破産により今後回収の見込みがないため。
				延滞利息	10,440円	

(提案理由)

権利の放棄については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

## 条 例 等 議 案 関 係 ( 概 要 )

議案番号	議 案 名	内 容
第 9 1 号	権利の放棄について	<p>1 放棄する権利 育英資金貸与金債権</p> <p>( 1 )</p> <p style="padding-left: 2em;">未償還元金            7 7 7 , 5 0 0 円 延滞利息                2 4 , 5 3 3 円</p> <p>( 2 )</p> <p style="padding-left: 2em;">未償還元金    1 , 0 7 3 , 2 7 2 円 延滞利息                1 6 , 5 3 0 円</p> <p>( 3 )</p> <p style="padding-left: 2em;">未償還元金            8 2 8 , 2 8 6 円 延滞利息                8 , 3 5 2 円</p> <p>( 4 )</p> <p style="padding-left: 2em;">未償還元金    1 , 0 6 0 , 0 0 0 円 延滞利息                1 4 , 5 5 0 円</p> <p style="padding-left: 2em;">未償還元金            2 5 6 , 3 1 8 円 延滞利息                2 3 , 9 2 1 円</p> <p>( 5 )</p> <p style="padding-left: 2em;">未償還元金            8 6 3 , 2 8 3 円 延滞利息                1 0 , 4 4 0 円</p> <p>2 権利の放棄を行う理由</p> <p style="padding-left: 2em;">貸与の相手方と連帯保証人のそれぞれに電話及び文書催告等により、貸与金の回収努力を行ってきたが、破産法による免責許可決定が確定したことから、今後貸与金の回収の見込みがないと判断し、権利を放棄するものである。</p>